資料1

第5次亀山市男女共同参画基本計画（諮問案）

令和8年10月

目 次

第１章　計画の策定にあたって １
　１　計画策定の趣旨 １
　２　計画の位置付け ２
　３　計画期間 ３
　４　計画における重点項目 ４
第２章　男女共同参画を取り巻く状況 ５
　１ 国の主な動向 ５
　２ 県の主な動向 ６
　３ 亀山市の状況 ７
　４　市民アンケート及び事業者アンケートの調査結果 １１
　５ 第４次計画の達成状況 ２０
第３章　本計画の目指す方向 ２３
　１　目指すべき姿 ２３
　２ 基本目標 ２４
　３　計画の体系 ２５
第４章　施策の展開 ２６
　基本施策１ 男女の人権尊重と多様性理解への意識づくりと支援の充実 ２６
　基本施策２ 暴力・ハラスメントの根絶と被害者支援、困難を抱える女性等への支援 ２８
　基本施策３ 誰もが安心して暮らせる環境づくり ３０
　基本施策４ 政策・方針決定過程への女性の参画拡大 ３２
　基本施策５ 働く場における男女共同参画の推進 ３４
　基本施策６ 教育や啓発による意識改革、理解の促進 ３６
　基本施策７ ワーク・ライフ・バランスと生涯にわたる健康づくり支援 ３８
　基本施策８ ジェンダーの視点を踏まえた防災・減災体制の確立 ４２
第５章　計画の推進 ４４
　１　計画策定の趣旨 ４４
　２　進行管理 ４４
　３　目標値・モニタリング指標一覧 ４５

第１章　計画の策定にあたって

１　計画策定の趣旨

男女共同参画社会は、「男女共同参画社会基本法」第2条において「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と規定されています。全ての個人が、互いにその人権を尊重し、性別に関わりなくその個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現は、少子高齢化の進行、女性の就業率の高まり、共働き世帯の増加、価値観・ライフスタイルの多様化等社会が大きく変わる中で重要性が増しています。

国においては、令和５（2023）年に性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（以下「LGBT理解増進法」といいます。）、令和６（2024）年に困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（以下「女性支援新法」といいます。）が施行されました。また、令和８（2026）年に「第6次男女共同参画基本計画」が策定され、関連する法制度の整備等を行い、社会情勢の変化に対応した取組が行われてきました。

一方、三重県においては、令和３（2021）年に「第3次三重県男女共同参画基本計画」を、令和７（2025）年には「三重県性暴力の根絶をめざす条例」を、また、令和８（2026）年に「三重県ジェンダーギャップ解消基本戦略」の策定等、男女共同参画社会の実現に向けた取組を計画的に推進しています。

亀山市では、平成20（2008）年6月に「亀山市男女が生き生き輝く条例」を制定し、男女共同参画の推進に取り組んできたところです。この度、現在の第4次亀山市男女共同参画基本計画（以下「第4次計画」といいます。）の期間が令和８（2026）年度末をもって終了することから、国や県の動向等や、これまでの施策や事業の進捗状況等を踏まえ、今後の亀山市における男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、第5次亀山市男女共同参画基本計画（以下「本計画」といいます。）を策定するものです。

2　計画の位置付け

本計画は、国の「男女共同参画社会基本法」第14条第3項及び「亀山市男女が生き生き輝く条例」第11条に基づき、本市の男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画として策定するものです。策定にあたっては、国の「第6次男女共同参画基本計画」及び三重県が策定している「第3次三重県男女共同参画基本計画」を勘案するとともに、女性活躍推進法、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「DV防止法」といいます。）及び女性支援新法に則しつつ、「第3次亀山市総合計画」を上位計画とします。

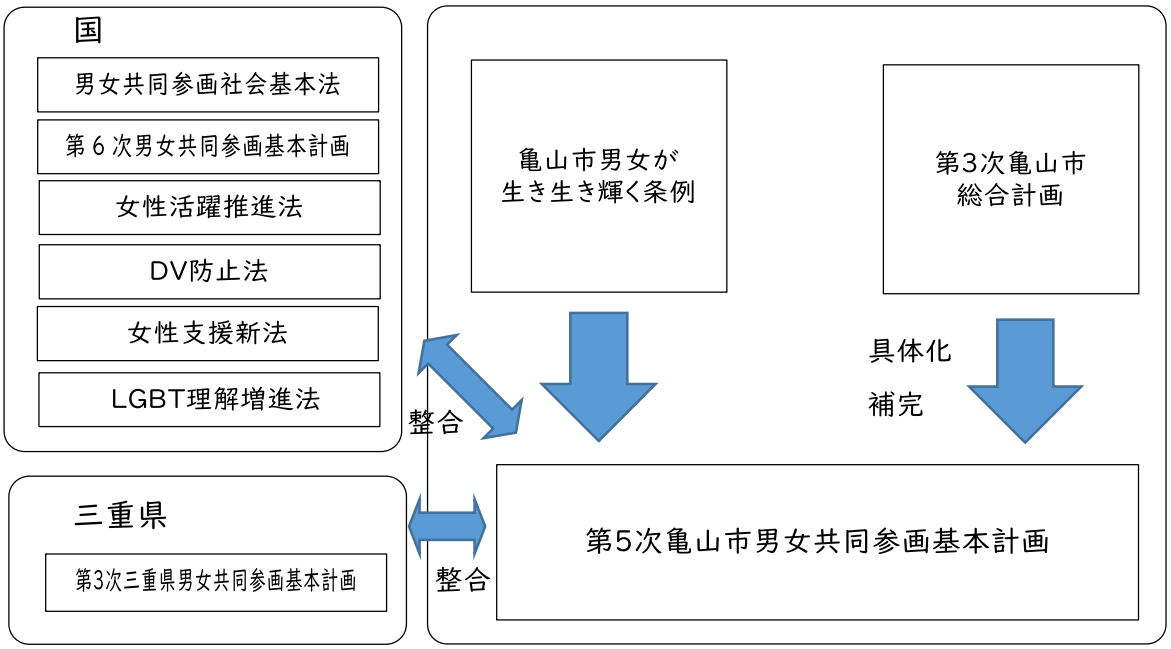

3　計画期間

本計画の期間は、令和9（2027）年度から令和18（2036）年度までの10年間とします。

なお、国・県の動向や、社会情勢の変化、計画期間中における施策の進捗状況等を踏まえ、計画期間から5年目にあたる令和13（2031）年度を目途に中間見直しを行います。

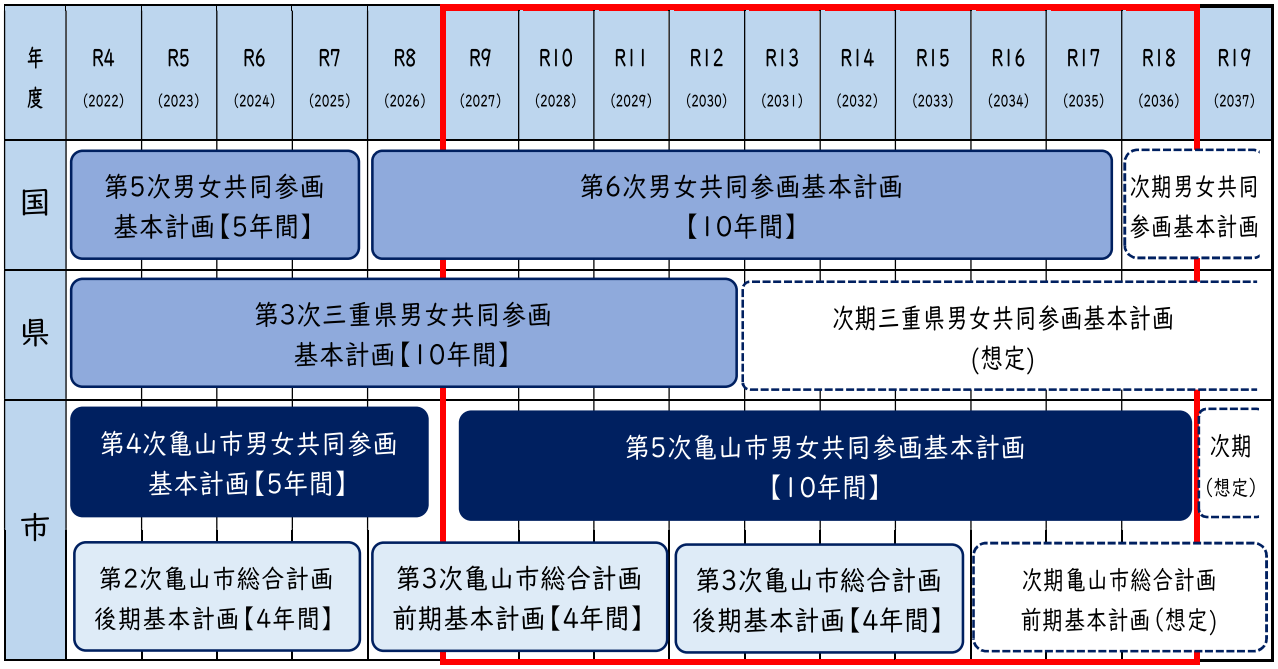

4　計画における基本的視点と重点項目

本計画では、男女共同参画の取組を市政全般に浸透させ、実効性を高めるため、計画全体を通して重視する「基本的視点」と特に重要となる観点を「重点項目」として設定します。

（1）基本的視点

●ウェルビーイング（well−being）の実現

本計画では、国が重視するウェルビーイングの考え方を踏まえ、誰もが暮らしやすい「多様な幸せ（ウェルビーイング）」の実現を、施策推進の基本的視点として捉えます。

（2）重点項目

①ジェンダーギャップ（男女間の格差）解消

社会的・文化的に形成された性別（ジェンダー）によって、社会への参画や働き方、賃金、家事・育児・介護の負担、健康、学びの機会等に格差が生じていないかを把握し、格差の縮小に向けた取組を進めます。

②アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）の解消

性別についての決めつけや無意識の思い込みが、制度の利用や参加・活躍の妨げになることがあります。そのため、思い込みに気づき見直す取組と、だれもが利用・参加しやすい環境づくりを進めます。

③性の多様性（SOGIE：性的指向・性自認・性表現）を含む多様性の尊重

性的指向や性自認、性表現等の違いも含め、一人ひとりの多様な背景が尊重され、誰もが安心して暮らせる地域づくりを進めます。

国においては主に「SOGI」という用語が用いられますが、本市では実態に即した多様性の尊重をより深く浸透させるため、外見や振る舞い等の表現に関する要素（性表現、Expression）も加えた「SOGIE」を基本用語として掲げ、施策を展開します。

④SDGsとポストSDGsの動向

SDGs（持続可能な開発目標）は、平成27（2015）年9月の国連サミットで採択された、令和12（2030）年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。本計画は、SDGsの達成にも資する取組として位置付け、特にゴール5（ジェンダー平等を実現しよう）を中心に、教育、就労、健康、防災等の分野横断で取組を推進し、他のゴールとも整合を図ります。

また、SDGsは令和12（2030）年を達成期限としていることから、令和12（2030）以降の国際的な枠組み（いわゆるポストSDGs）の動向にも注視し、取組を継続・発展させていきます。



第2章　男女共同参画を取り巻く状況

1　国の主な動向

（1）第5次・第6次男女共同参画基本計画の策定（令和3年、令和8年）

国は「男女共同参画社会基本法」に基づき、令和3（2021）年に第5次男女共同参画基本計画を策定し、コロナ禍の影響も踏まえた取組や、分かりやすい計画づくり等を進めました。令和8（2026）年策定の第6次男女共同参画基本計画では、女性も男性も暮らしやすい多様な幸せ（ウェルビーイング）の実現に向け、女性参画の拡大、ハラスメント対策、仕事と健康課題の両立支援、テクノロジーの進展を踏まえた取組、災害対応への男女共同参画の視点の導入等を強化しています。

（2）こども家庭庁の創設（令和5年）

こどもに関する取組・政策を社会の中心に据えるため、令和5（2023）年にこども家庭庁が創設されました。こども未来戦略方針等では、共働き・共育ての推進や、子育て世代の働き方改革、育児休業制度等の強化が示されています。

（3）LGBT理解増進法の制定（令和5年）

LGBT理解増進法により、性的指向やジェンダーアイデンティティ（性自認）にかかわらず人格と個性を尊重し合う共生社会の実現に向け、国・地方公共団体・事業主等が、知識の普及や相談体制の整備等に努めることとされています。

（4）女性支援新法・改正DV防止法の施行（令和6年）

令和6（2024）年に女性支援新法が施行され、都道府県は施策の実施計画の策定義務、市町村は努力義務が定められました。また、改正DV防止法の施行により、保護命令制度の拡充等が行われ、関係機関の連携協力や被害者の自立支援の取組強化が求められています。

（5）女性活躍推進法の改正（令和8年）

女性活躍推進法は、行動計画の策定や情報公表等を通じて女性の職業生活における活躍を促進するものです。令和8（2026）年の改正により、法律の有効期限が令和18年（2036）3月31日まで延長され、従業員101人以上の企業における男女間賃金差異と女性管理職比率の情報公表の義務化等が行われました。

2 県の主な動向

（1）第3次三重県男女共同参画基本計画（改定版）の改定

三重県では、「男女共同参画社会基本法」及び「三重県男女共同参画推進条例」に基づき基本計画を策定し、社会情勢等を踏まえて見直しを行っています。第3次三重県男女共同参画基本計画の策定から5年が経過し、人口減少の進行、女性や若者が地方を離れる動きの加速、若い世代の意識・価値観の変化、テクノロジーの進展等を踏まえ、取組を一層強化するため改定を行うこととしています。あわせて本計画は、男女共同参画に加え、女性活躍（女性活躍推進法に基づく推進計画）及び性の多様性（「性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例」）に関する施策を一体的に推進する計画として位置付けられています。

[計画期間：令和9（2027）年度～令和12（2030）年度]

（2）性の多様性に関する取組（制度・相談体制の整備）

LGBTQ等の当事者が安心して暮らせる環境づくりに向け、令和3（2021）年4月に性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例を施行し、同年9月から「三重県パートナーシップ宣誓制度」を実施しています。あわせて、三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」において、性の多様性に関する相談（「みえにじいろ相談」等）を実施し、研修や関係機関との連携により相談体制の充実を図っています。

（3）働く場におけるジェンダーギャップ（男女間の格差）解消に向けた取組（企業等との連携）

企業・団体等と連携し、職業生活におけるジェンダーギャップ解消に向けた取組を推進しています。例として、「輝くみえのミライ☆三重県会議」との連携や県内で働く女性による取組（提言等）、令和6年度からの「HAPPY☆CYCLEプロジェクト」（宣言の見える化、交流会、ポータルサイト等）等を通じ、意識・制度・慣行の変革を後押ししています。

（4） 防災・減災への男女共同参画の視点の反映（指針改定等）

「令和6年能登半島地震」の支援活動による「気づき」等を踏まえ、令和7（2025）年に「三重県避難所運営マニュアル策定指針」を改定し、女性や性の多様性、外国人、高齢者、障がい者、妊産婦・乳幼児、子ども等への配慮が明記されました。あわせて、平時から多様な視点に立った防災・減災の取組を進めることが重要とされています。

3 亀山市の状況

(1) 人口の減少

本市の人口は、毎年増減のブレはあるものの平成26(2014)年までの間は緩やかな増加傾向にありましたが、その後、緩やかに減少へ変化し、平成27(2015)年を最後に人口5万人を割り込んでいます。

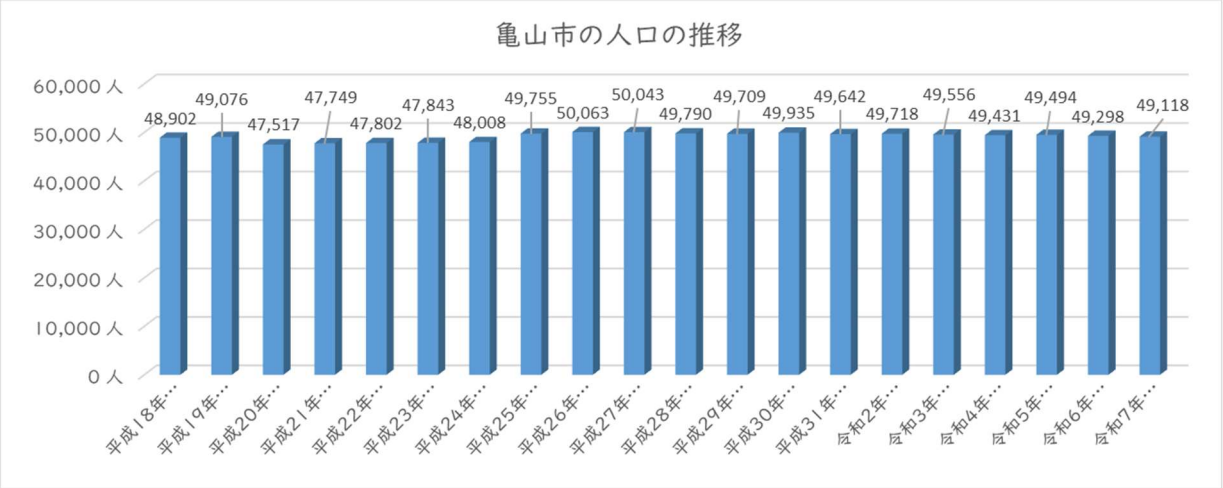

【資料:住民基本台帳(各年1月1日現在)】

(2) 少子高齢化の進行

本市の年齢3区別人口比率をみると、平成12(2000)年の15歳未満の人口は15.4%で65歳以上の人口は18.3%であるのに対し、令和2(2020)年の15歳未満の人口は13.8%で、65歳以上の人口は28.1%となり、少子高齢化が進んでいます。

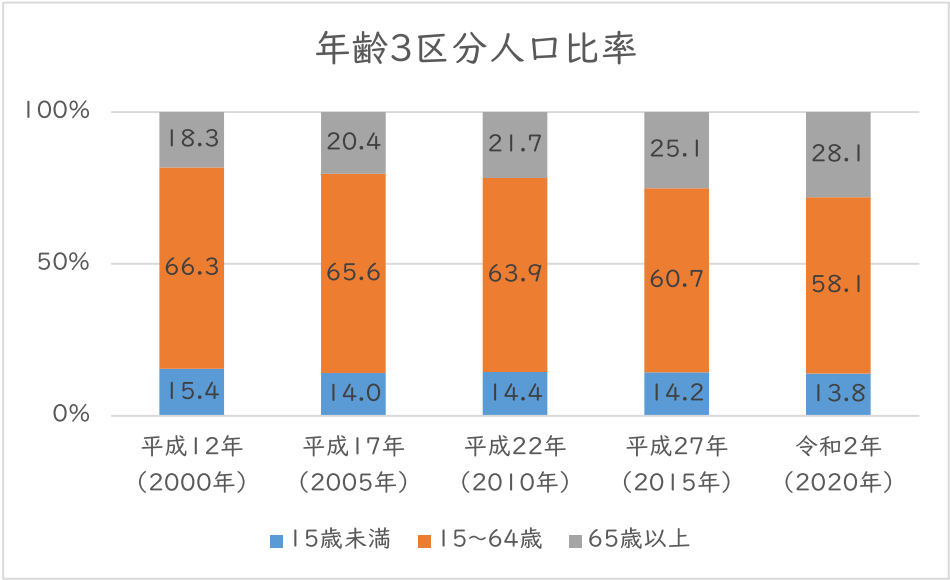

【資料:国勢調査】

また、出生数と死亡数の推移をみると、出生数は減少傾向であり、令和7（2025）年は271人となっています。死亡数は毎年出生数を上回っており、令和7（2025）年は629人と出生数の2.3倍となっています。

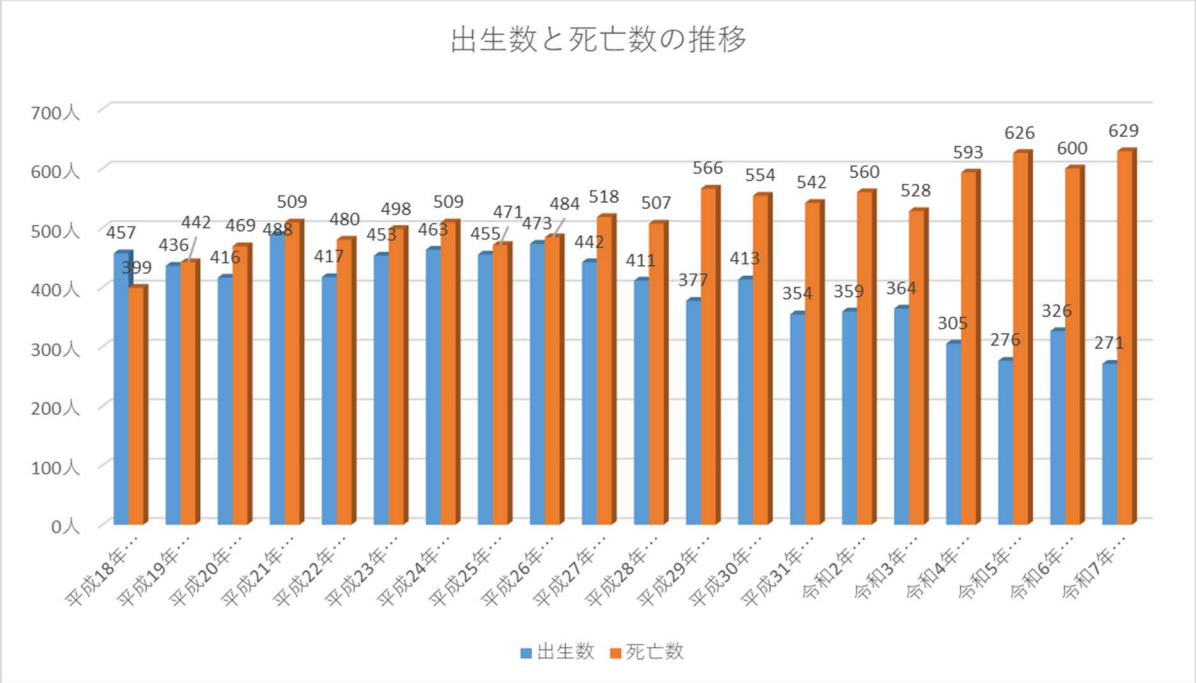

【資料：住民基本台帳（各年12月1日現在）】

一方、生産年齢人口については、ピーク時の平成21（2009）年は32,759人でしたが、令和7（2025）年は29,170人となり、比較すると3,589人減少していることから、地域社会の活力低下が懸念されます。

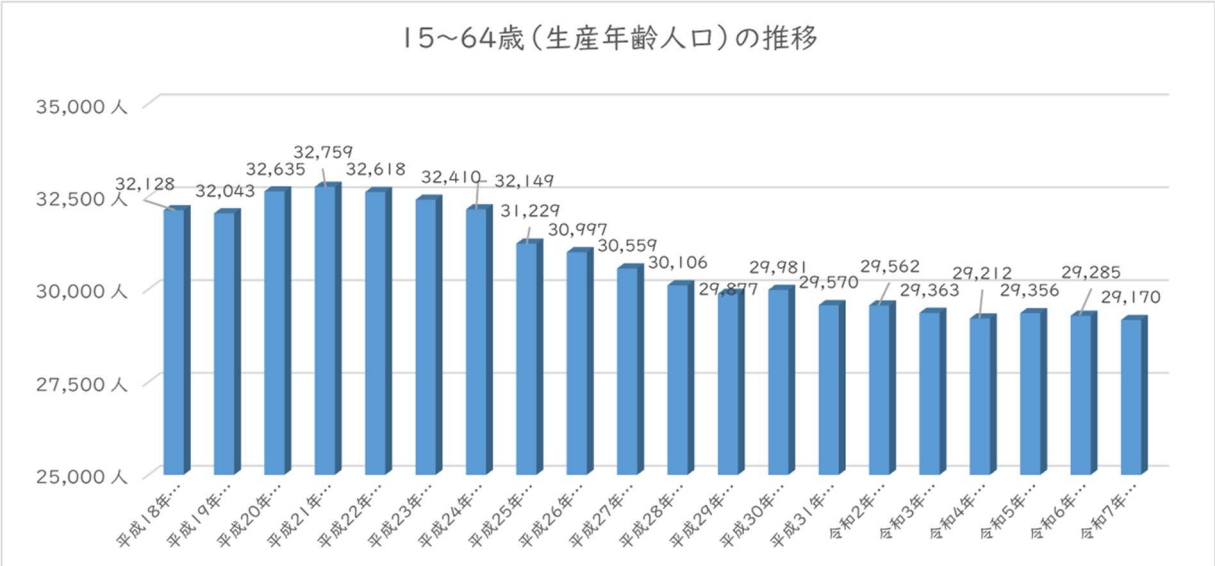

【資料：住民基本台帳（各年1月1日現在）】

（3） 世帯構成の変化

本市の世帯数は、平成18（2006）年は18,279世帯でしたが、令和7（2025）年は22,463世帯となり、比較すると4,184世帯増加していますが、人口を世帯数で割った1世帯あたりの人員数が減少しています。

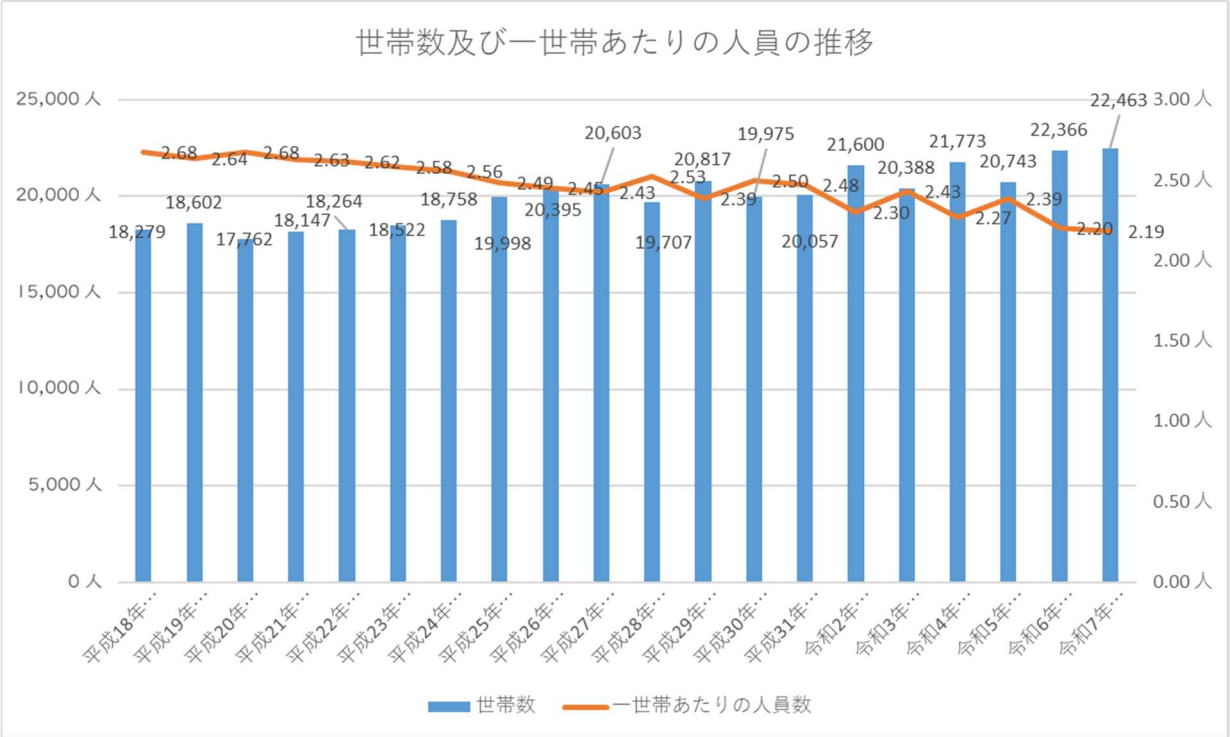

【資料：住民基本台帳（各年1月1日現在）】

（4） 女性の労働力

女性の労働力率は、結婚・出産期にあたる年代に一時低下し、育児が落ち着いた時期に 再び上昇するというM字カーブを描くといわれています。近年では、未婚者の増加、晩婚化・ 晩産化、育児をしながら働く女性の増加によりM字の谷の部分が浅くなってきています。

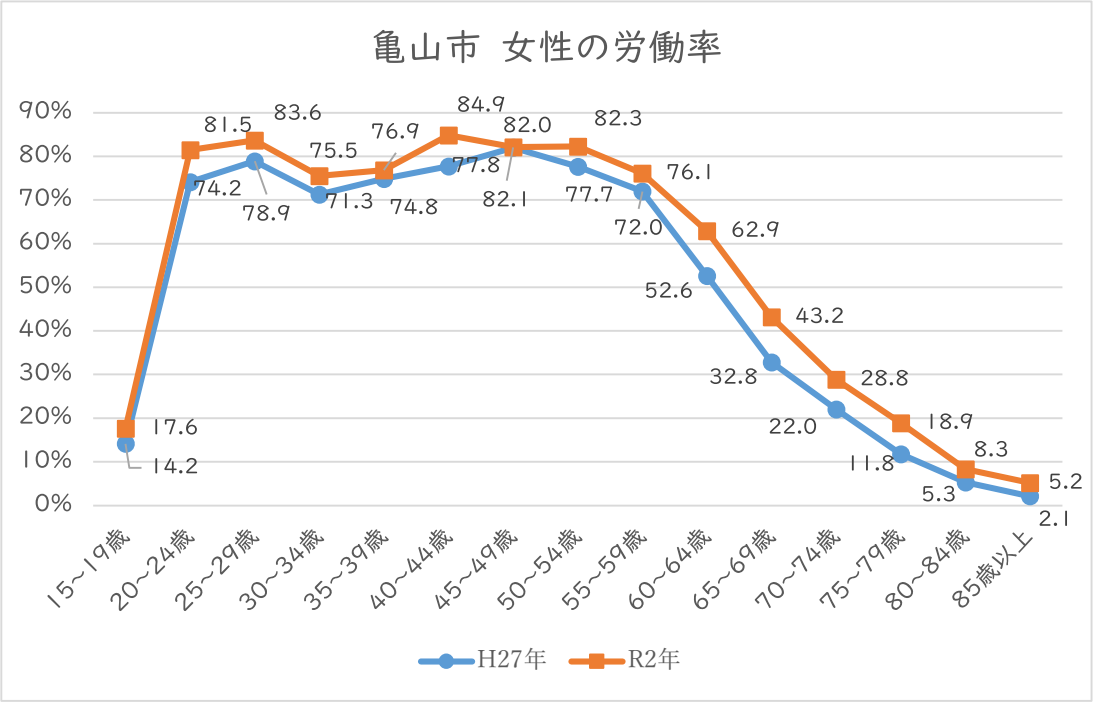

【資料：国勢調査】

4　市民アンケート及び事業者アンケートの調査結果

（1）調査の概要

① 調査の種類

亀山市の男女共同参画に関する市民アンケート調査

亀山市の男女共同参画に関する事業者アンケート調査

② 調査対象地域

市内全域

③ 調査対象

【市民アンケート】

18歳以上80歳未満の住民基本台帳登録者（約36,733人）から年齢階層、居住地区の配分を考慮し抽出した市民1,200人（約3.2%）

【事業者アンケート】

市内の事業所（亀山市雇用対策協議会会員事業所、亀山商工会議所会員事業所のうち従業員10人以上の事業所）209事業所

④ 調査方法

調査票を郵送配布し、郵送回収及びWEBフォームによる本人及び事業者記入方式

⑤ 調査期間

令和7（2025）年12月22日～令和8（2026）年1月21日

⑥ 回収状況

対象	配布数	有効回収数	回収率
市民	1,200件	448件	37.3%
事業者	209件	84件	40.2%

（2）アンケート集計結果（一部）

男女の平等感について

あなたは、次の分野において男女の地位が平等になっていると思いますか。①～⑧のそれぞれについて、あてはまるもの1つに○をつけてください。

「③学校のなか」では「平等である」の割合が最も高く、男女いずれかが優遇されているとする回答割合は、他と比べて低くなっています。

一方、多くの項目で「男性の方が優遇されている」、「どちらかといえば男性の方が優遇されている」の割合が高く、特に「⑤社会通念や風潮」、「⑦政治（政策決定）の場」、「⑧社会全体」では60%を上回っています。

令和2（2020）年調査と比較すると、①②では「平等」と捉える割合が9%以上増加する一方、③④⑥⑦⑧社会全体では増加割合が2%未満と差がみられます。

令和7年（2025）調査

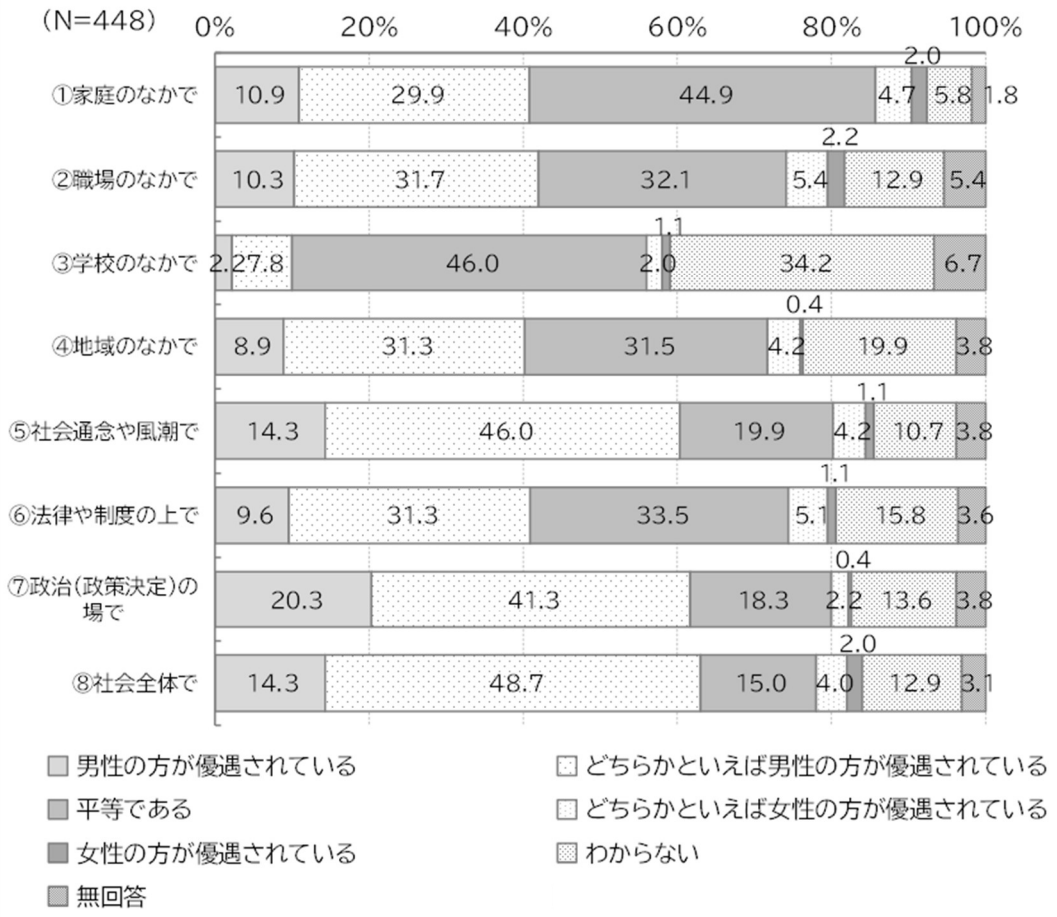

令和2（2020）年調査

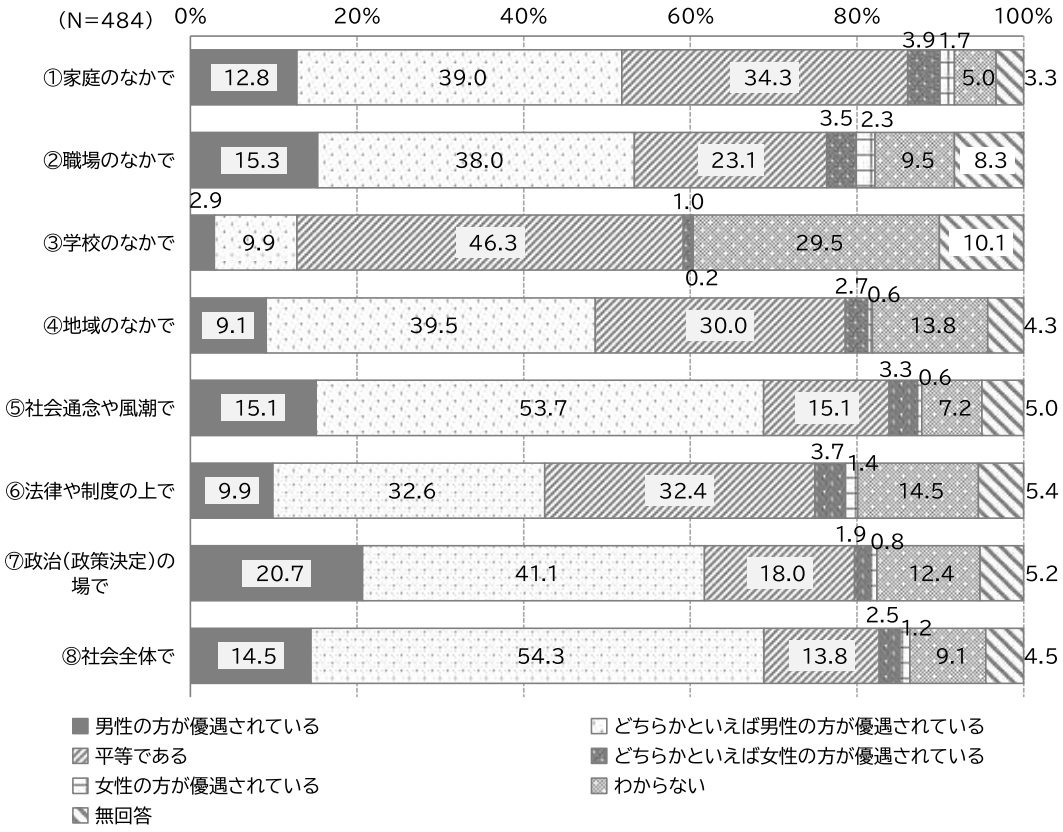
（N=484）
0%
20%
40%
60%
80%
100%
①家庭のなかで
12.8
39.0
34.3
3.9
1.7
5.0
3.3
②職場のなかで
15.3
38.0
23.1
3.5
2.3
9.5
8.3
③学校のなかで
2.9
9.9
46.3
1.0
0.2
29.5
10.1
④地域のなかで
9.1
39.5
30.0
2.7
0.6
13.8
4.3
⑤社会通念や風潮で
15.1
53.7
15.1
3.3
0.6
7.2
5.0
⑥法律や制度の上で
9.9
32.6
32.4
3.7
1.4
14.5
5.4
⑦政治（政策決定）の場で
20.7
41.1
18.0
1.9
0.8
12.4
5.2
⑧社会全体で
14.5
54.3
13.8
2.5
1.2
9.1
4.5
男性の方が優遇されている
どちらかといえば男性の方が優遇されている
平等である
どちらかといえば女性の方が優遇されている
女性の方が優遇されている
わからない
無回答

子育てについて

子育てについて、あなたのご意見にもっとも近いものはどれですか。①～⑦のそれぞれについて、あてはまるものに1つ○をつけてください。

②～⑦の項目において、「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」の合計が半数を上回っており、子育てや家庭内の役割に関する考え方として、男女ともに一定の共通理解が広がっていることがうかがえます。特に、「④男の子は家事ができるように育てるのがよい」、「⑤女の子は家事ができるように育てるのがよい」、「⑥男の子は経済的に自立できるように育てるのがよい」、「⑦女の子は経済的に自立できるように育てるのがよい」では、肯定的回答がいずれも80%以上となっており、家事能力や経済的自立を身に付けることの重要性が、性別にかかわらず支持されています。

また、令和2（2020）年調査においても同様に、②～⑦の項目で肯定的回答が半数以上となっていました。特に④～⑦では80%以上となっており、今回調査でも高い水準が維持されていることから、子どもの育ちに関するこれらの考え方は継続して広く共有されていると考えられます。

令和7（2025）年調査

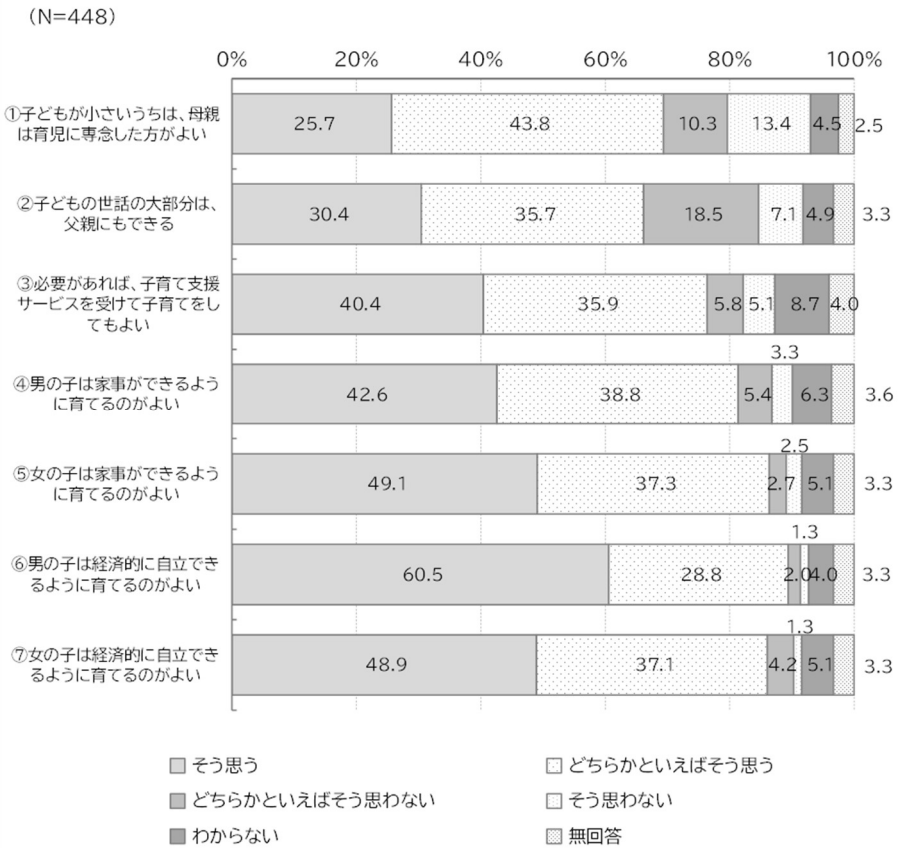

令和2（2020）年調査

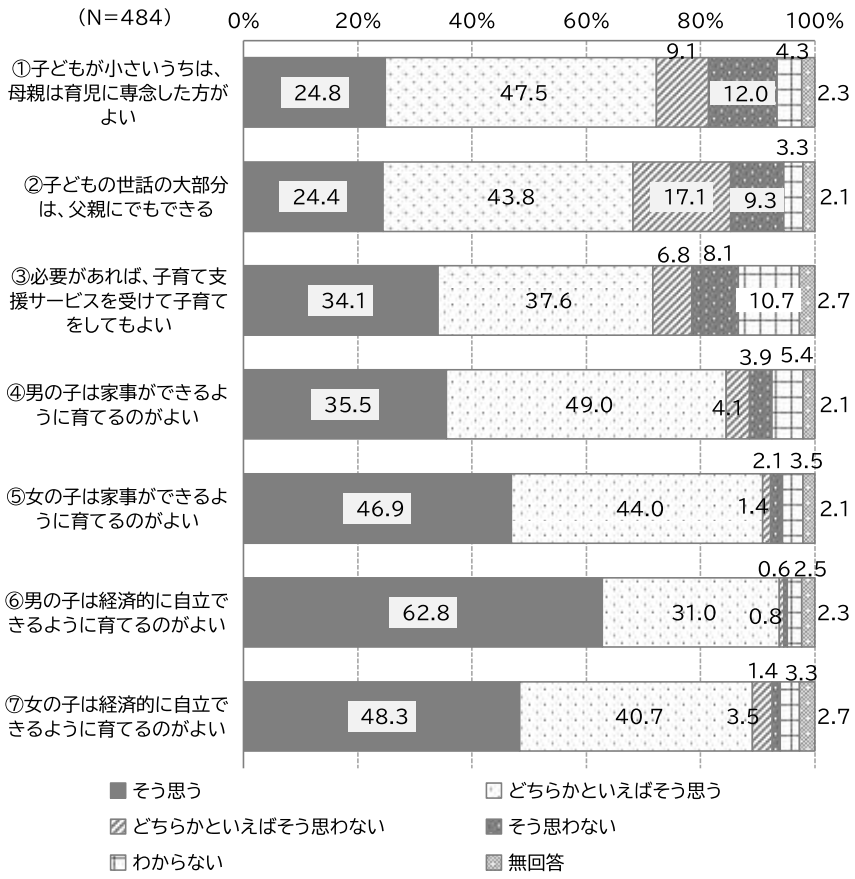
（N=484）
0%
20%
40%
60%
80%
100%
①子どもが小さいうちは、母親は育児に専念した方がよい
24.8
47.5
9.1
12.0
4.3
2.3
②子どもの世話の大部分は、父親にでもできる
24.4
43.8
17.1
9.3
3.3
2.1
③必要があれば、子育て支援サービスを受けて子育てをしてもよい
34.1
37.6
6.8
8.1
10.7
2.7
④男の子は家事ができるように育てるのがよい
35.5
49.0
4.1
3.9
5.4
2.1
⑤女の子は家事ができるように育てるのがよい
46.9
44.0
1.4
2.1
3.5
2.1
⑥男の子は経済的に自立できるように育てるのがよい
62.8
31.0
0.8
0.6
2.5
2.3
⑦女の子は経済的に自立できるように育てるのがよい
48.3
40.7
3.5
1.4
3.3
2.7
そう思う
どちらかといえばそう思う
どちらかといえばそう思わない
そう思わない
わからない
無回答

女性が働き続けることができる環境について

女性が働き続けていくうえで、大きな妨げになっているのは何だと思いますか。あてはまるものに○をつけてください。（最大3つまで）

令和7（2025）年調査では、女性の就労を妨げる要因として「家事や育児との両立が難しいこと」が68.3%と最も多く、家庭内での負担が就労継続の大きな課題となっていることがうかがえます。次いで「老人や病人の介護・看護があること」（25.4%）、「家族の協力や理解が得にくいこと」（25.0%）が続いており、育児に加え介護等も含めた家庭生活との両立支援の重要性が示されています。

令和2（2020）年調査と比較すると、「企業が女性に責任ある仕事を任せないこと」及び「女性自身の就労に対する意識が低いこと」はそれぞれ0.9ポイント増加しており、職場における登用・活躍機会の確保や、就労に向けた意識づくり・支援の必要性が引き続き課題であると考えられます。

一方、「育児休業制度などの条件が整っていないこと」は6.3ポイント減少していることから制度面の整備は一定程度進んでいることがうかがえます。また、「企業が、結婚・出産した女性の雇用をきらう傾向があること」も3.0ポイント減少していることから、結婚・出産期の就業継続に対する職場側の受け止め方についても改善の兆しがみられます。ただし、制度が整っても実際の両立のしやすさにつながるとは限らないため、環境づくりや周囲の理解・協力を含めた取組をさらに進めていくことが求められます。

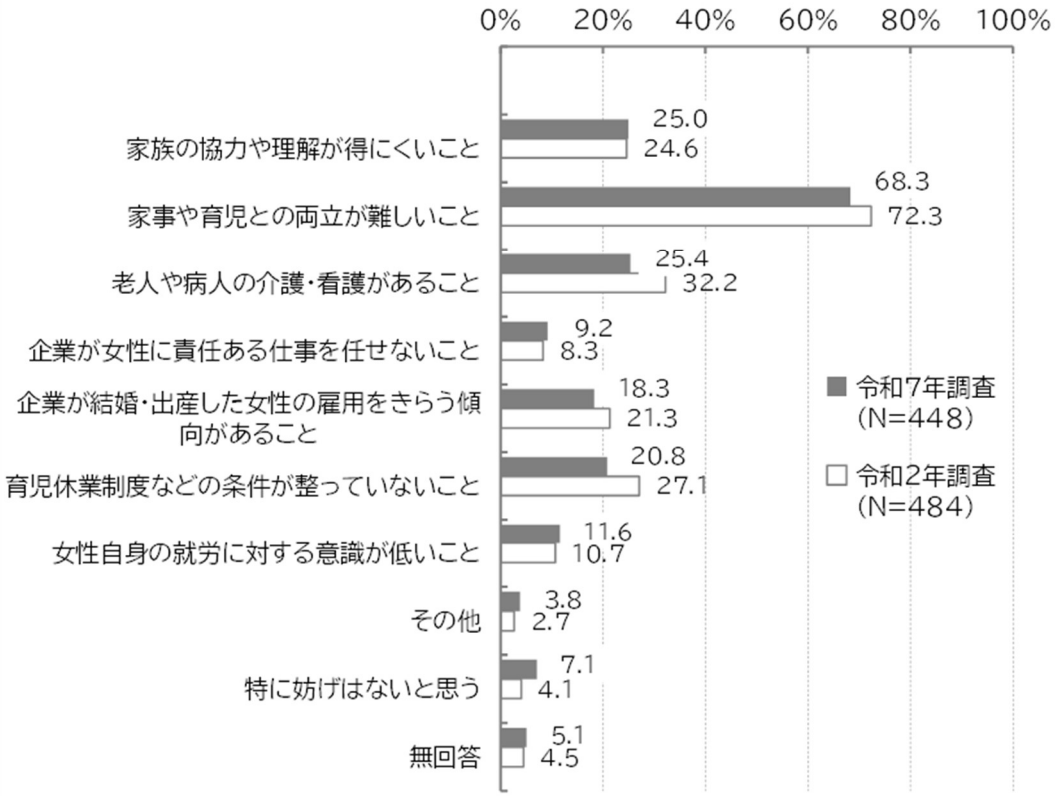

地域社会での女性の活躍について

自治会や地域団体など、地域社会において女性が活躍していくために必要なことは何だと思いますか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

令和7（2025）年調査では、男女共同参画を進めるために必要なこととして、「男性の意識（固定的性別役割分担意識）の変革」（46.7%）が最も多く、次いで「女性の意識（固定的性別役割分担意識）の変革」（45.8%）が続いており、固定的な性別役割分担意識の見直しが、男女双方に共通する課題として認識されています。また、「家族の理解」（28.1%）が次に高い結果となっており、個人の意識だけでなく、家庭内での理解を含めた環境整備の必要性が示されています。

令和2（2020）年調査と比較すると、「ワーク・ライフ・バランスの実現」は6.2ポイント増加しており、仕事と家庭生活の両立を重視する意識が高まっていることが読み取れます。

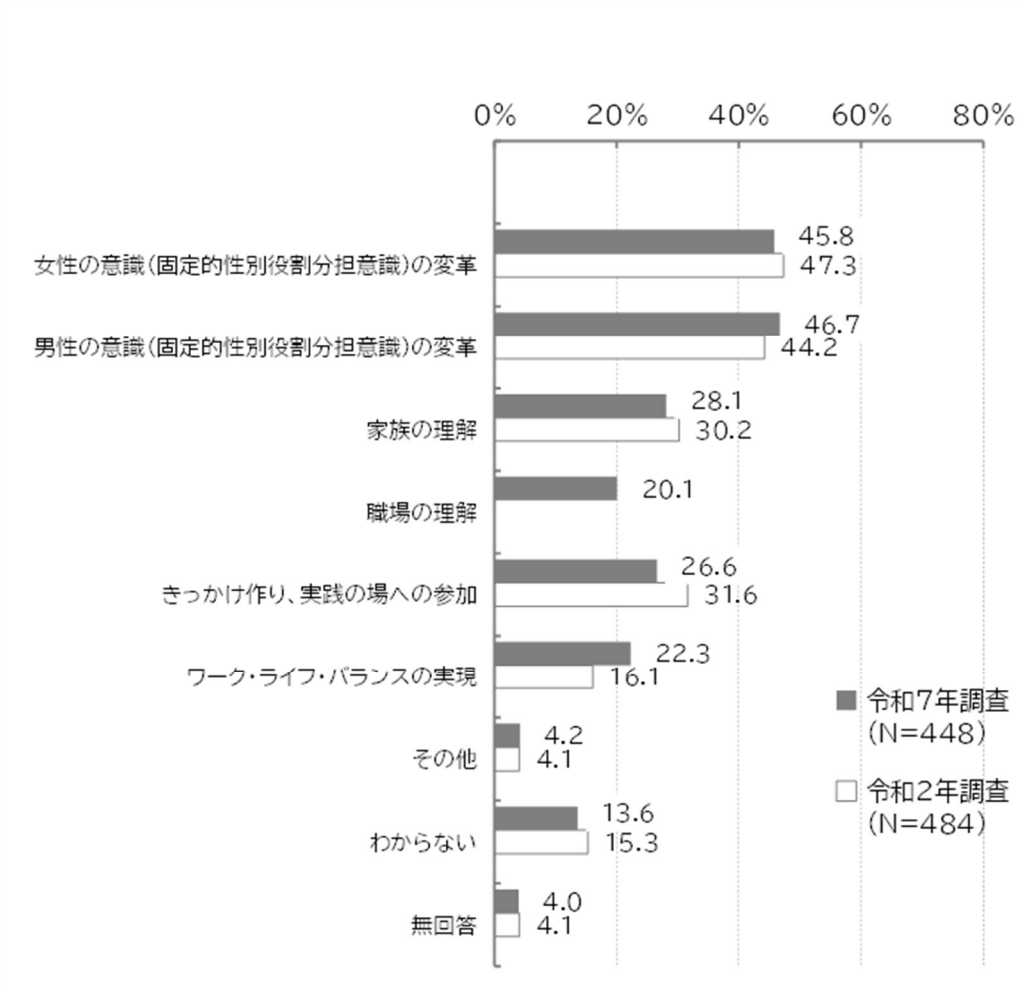

※「職場の理解」の調査は、令和2年は実施しておりません。

災害時の避難所運営について

災害時の避難所運営における男女共同参画についてお聞きします。あなたは、自然災害が起きたとき、避難所にはどのようなことが必要だと考えますか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

令和7（2025）年調査では、避難所運営等において必要な配慮として、「プライバシーを確保するための間仕切り」（80.8%）が最も多く、次いで「安全で行きやすい場所の男女別トイレ」（74.3%）、「男女別の更衣室」（72.8%）が続いています。これらの結果から、避難生活におけるプライバシーの確保や、安心して利用できる生活環境の整備が、市民にとって特に重要な課題として認識されていることがうかがえます。

令和2（2020）年調査と比較すると、「女性トイレ・女性専用スペースへの女性用品の常備」は10.9ポイント、「授乳室」は5.1ポイント増加しており、衛生面や子育て等のニーズに配慮した設備・備品の充実を求める意識が高まっていると考えられます。

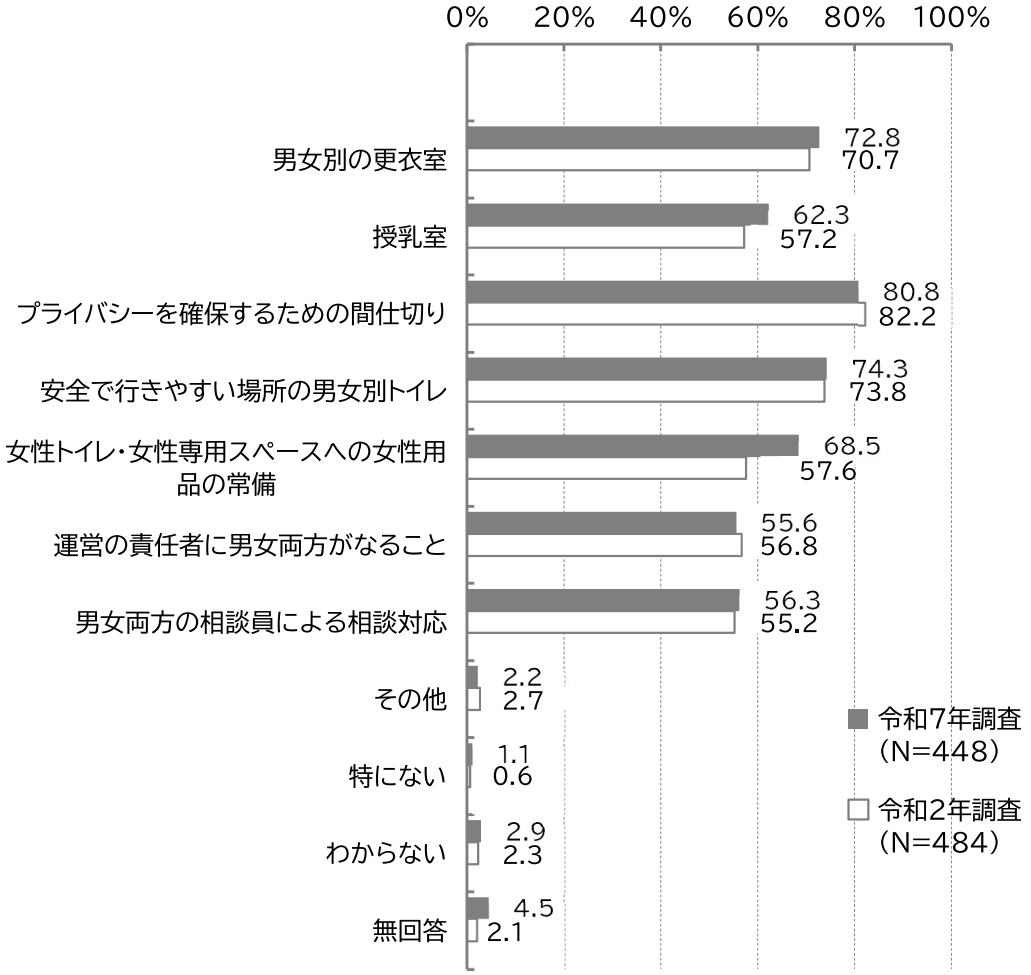

事業所におけるワーク・ライフ・バランスの促進について

貴事業所において、ワーク・ライフ・バランスを促進する上で、問題となっていることはどんなことですか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

令和7（2025）年調査では、ワーク・ライフ・バランス等の推進にあたって「休暇や休業を取得した社員を代替できる組織体制になっていない」が40.5%と最も多く、社員の休暇・休業取得を支える体制整備が大きな課題として認識されています。次いで「特に問題となっていることはない」が36.9%となっている一方、「管理職の意識改革が進まない」「長時間労働が習慣付いてしまっている」、「顧客・取引先との関係や営業時間上の制約がある」もそれぞれ15.5%となっており、職場の意識・慣行や業務運営上の制約が取組の障壁になっている状況が見受けられます。

令和2年（2020）調査と比較すると、「具体的な取組方法がわからない」は60%減少しており、ワーク・ライフ・バランス推進に関する知識や取組の方向性が一定程度浸透してきた可能性が考えられます。一方で、代替体制の不足が最多となっていることから、今後は「取組方法の理解」から一歩進み、実際に休暇・休業を取得しても業務が回る体制づくりを進めることが重要といえます。

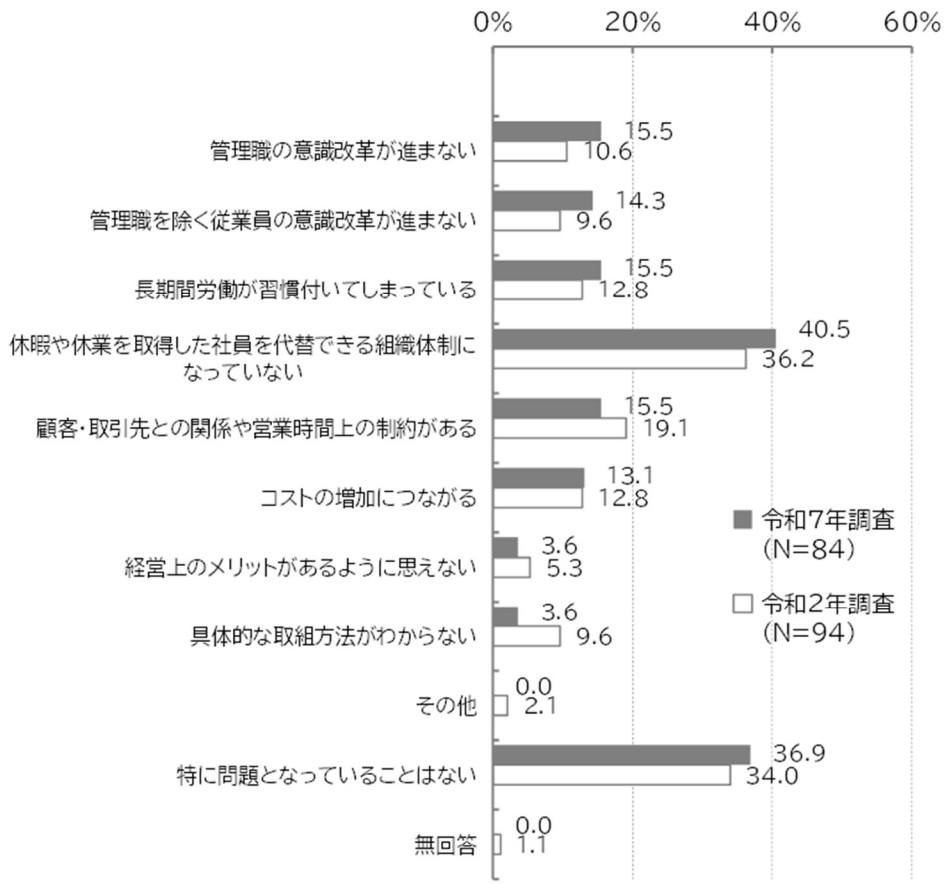

5 第4次計画の達成状況

令和4（2022）年度から令和8（2026）年度までを計画期間とした第4次計画においては、「男女の人権尊重の推進」、「あらゆる分野における女性活躍の推進」及び「身近な暮らしの場における男女共同参画の推進」を3つの基本目標として掲げ、男女共同参画社会の実現に向けて10の基本施策を実施してきました。

第4次計画に位置付けた各取組については、毎年度の進捗管理を通じて、計画の実効性の向上を図り、計画総体としておおむね着実に推進することができました。しかし、改善傾向ではあるものの、目標達成に至っていない取組もあるため、次期計画において継続的な取組を実施する必要があります。

基本目標1	1　男女共同参画を実現するための意識づくり 2　男女共同参画の視点に立った慣行等の見直し 3　ハラスメント等、あらゆる暴力の根絶 4　誰もが安心して暮らせる環境づくり
男女の人権尊重の推進	

① 取組状況

人権啓発・教育として学習会・研修会の実施や広報媒体による情報発信を行うとともに、相談窓口・支援制度の周知や職員研修を通じて相談・支援体制の充実を図りました。また、固定的性別役割分担意識の解消に向けた啓発や参加しやすい会議運営に取り組むとともに、DV 防止の周知と被害者・同伴児支援、ひとり親等への支援及び性の多様性の理解促進も進めました。

② 指標の達成状況

基本目標1に属する事業のうち、数値目標を設定した事業の指標の達成状況は、令和7（2025）年度時点で5項目中0項目となりました。

	指標目標	担当G	現状 (令和２年度)	目標値・ 目指す方向 (令和８年度)	実績	達成状況	
目標値	「男女共同参画社会」という言葉の認知度	文化・人権G	55.6%	100%	54.0% (令和7年度)	×	↘
	固定的性別役割分担意識について「同感しない」と答えた人の割合	文化・人権G	61.0%	80%	64.7% (令和7年度)	△	↗
	DV防止法認知度	文化・人権G	51.4%	60%	58.7% (令和7年度)	△	↗
	男性のうち、子育てに関する地域活動に参加したことがある人の割合	文化・人権G	39.6%	45%	40.0% (令和7年度)	△	↗
参考指標	性的マイノリティに関する理解促進のための学習を行った市内小中学校の数	研究推進G	11校/14校	全校	13校/14校 (令和7年度)	△	↗

○：目標値を達成（または達成見込み）
△：未達だが改善・進捗が確認できる
×：未達で停滞・悪化（または把握できない）

基本目標2	
あらゆる分野における 女性活躍の推進	5　政策・方針決定過程への女性参画拡大 6　ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進 7　働く場における男女共同参画の推進

① 取組状況

審議会委員等の選出母体に働きかけて、行政分野の女性参画拡大を進めるとともに、地域・企業等にも女性リーダーの参画を促し、若者・女性の創業支援の周知等に取り組みました。さらに、講演会等でワーク・ライフ・バランスを啓発し、LINE 等による子育て情報発信を行いながら、市職員においては時間外勤務の削減と年休取得、男性職員の育児休業取得等の促進を図りました。

② 指標の達成状況

基本目標2に属する事業のうち、数値目標を設定した事業の指標の達成状況は、令和7（2025）年度時点で13項目中9項目となりました。

	指標目標	担当G	現状 (令和２年度)	目標値・ 目指す方向 (令和８年度)	実績	達成状況	
目標値	各種審議会等における女性登用率	文化・人権G	33.5%	40%	35.9% (令和7年度)	△	↗
	「ワーク・ライフ・バランス」という言葉の認知度	文化・人権G	33.9%	50%	62.8% (令和7年度)	○	↗
	ワーク・ライフ・バランスに積極的な取組を行う事業所数	文化・人権G	－	6社	8社 (令和7年度)	○	↗
	マタニティ・ハラスメント及びパタニティ・ハラスメントの認知度	文化・人権G	マタハラ: 67.8% パタハラ 31.8%	マタハラ: 80% パタハラ 40%	マタハラ: 68.5% パタハラ: 33.0% (令和7年度)	△ △	↗ ↗
参考指標	市内全単位自治会長に占める女性の割合	地域まちづくりG	5.3% (13人/247人)	増加	8.43% (令和7年度)	○	↗
	市内幼稚園・小中学校の単位 PTA 会長に占める女性の割合	社会教育・スポーツG	27.7% (5人/18人)	増加	33.3% (令和7年度)	○	↗
	本市における女性管理職の割合	人事給与G	30.5% (29人/95人)	40% (令和６年度)	38.2% (令和7年度)	△	↗
	市男性職員の育児休業取得率	人事給与G	11.1% (1人/9人)	20% (令和６年度)	83.3% (令和7年度)	○	↗
	市職員１人当たりの年次有給休暇の年間取得日数	人事給与G	12.8日	12日 (令和６年度)	13.8日 (令和7年度)	○	↗
	放課後児童健全育成事業の設置施設総数	子ども総務G	22箇所	24箇所	25箇所 (令和7年度)	○	↗
	商工会議所加入企業のうち女性経営者の割合	商工業振興G	13.0% (125事業所/962事業所)	増加	15.44% (令和7年度)	○	↗
	認定農業者のうち家族経営協定の締結者数	農林政策G	１件	増加	2件 (令和7年度)	○	↗

○：目標値を達成（または達成見込み）
△：未達だが改善・進捗が確認できる
×：未達で停滞・悪化（または把握できない）

基本目標3	8　教育や啓発による意識改革、理解の促進 9　生涯にわたる健康づくり支援 10　男女共同参画の視点に立った防災体制の確立
身近な暮らしの場における男女共同参画の推進	

① 取組状況

学校等で固定的な性別役割分担にとらわれない学びを進めるとともに、「かめやまお茶の間 10 選」やイベント・情報誌等により家庭・地域での啓発を行いました。また、女性の健康週間等を通じた女性特有の健康課題の周知や女性特有のがん検診の受診勧奨の周知、女性のスポーツ参加促進、防災訓練等で女性参画の必要性を周知するとともに、避難所運営体制やマニュアル整備に向けた取組を進めました。

③　指標の達成状況

基本目標3に属する事業のうち、数値目標を設定した事業の指標の達成状況は、令和7（2025）年度時点で7項目中3項目となりました。

	指標目標	担当G	現状 (令和２年度)	目標値・ 目指す方向 (令和８年度)	実績	達成状況	
目標値	健康診断受診したと回答した人の割合	文化・人権G	男性:76.5% 女性:72.8%	男性:86.5% 女性:76.0%	男性:85.5% 女性:76.3% (令和7年度)	△ ○	↗ ↗
参考指標	女性特有のがん検診受診率	健康増進G	子宮がん: 19.8% 乳がん: 25.4%	子宮がん: 23.0% 乳がん: 28.5%	子宮がん: 19.1% 乳がん: 24.7% (令和6年度)	× ×	↘ ↘
	運動習慣のある人の割合	社会教育・スポーツG	男性: 60.6% 女性: 49.0% (令和３年度)	増加	男性:60.5% 女性:55.5% (令和7年度)	× ○	↘ ↗
	女性消防団員数	消防総務G	18人	増加	20人	○	↗

○:目標値を達成（または達成見込み）
△:未達だが改善・進捗が確認できる
×:未達で停滞・悪化（または把握できない）

第3章　本計画の目指す方向

Ⅰ　目指すべき姿

「亀山市男女が生き生き輝く条例」に掲げる基本理念を踏まえ、第4次計画の「目指すべき姿」を継承しつつ、社会情勢の変化や本市が重視する観点を反映して発展させたものとして、本計画の目指すべき姿を次のように定めます。

男女共同参画社会の実現
～誰もが自分らしく、生き生き輝くまち　健都かめやま～

亀山市男女が生き生き輝く条例

（基本理念）

第3条　男女共同参画を推進するための基本理念は、次のとおりとする。

（1）男女が社会の対等な構成員として、様々な分野において個性と能力を十分発揮できる機会を確保すること。

（2）男女とも健康で生き生きと暮らせるよう個々の生きる力を身に付けること。

（3）男女がお互いの人権を尊重し合い、性別を理由として、役割を固定的に決めつける考え又はそれに基づく制度若しくは慣行を見直し、互いに活かし合うこと。

（4）男女が社会の対等な構成員として、様々な分野において活動の計画から評価に至るまでの各過程において参画する機会を確保すること。

（5）男女がお互いに協力し合い、家事、育児、介護等の家庭生活と仕事、地域活動等の社会生活との両立に努めること。

（6）家庭、学校、職場、地域等あらゆる場において、安心して子供を産み育てやすい環境づくりに努めること。

（7）国際社会における男女共同参画の取組に協力し、連携するよう努めること。

2 基本目標

（1） 基本目標1 男女の人権尊重と多様性保障の推進

誰もが性別にかかわらず、互いの人権を尊重し合い、多様な生き方を認め合える地域づくりを進めます。固定的な性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）、偏見・差別の解消に向けた教育・啓発を継続し、性の多様性（SOGIE：性的指向・性自認・性表現）への理解を促進します。あわせて、DV・性暴力・ハラスメント等の根絶と被害者支援を進め、多様かつ複合的な困難を抱える人への支援についても、女性支援新法の趣旨を踏まえ、困難の固定化・連鎖を防ぐ体制整備に取り組みます。

（2） 基本目標2 ジェンダーギャップ解消と女性活躍の推進

社会のあらゆる分野において、性別にかかわらず、一人ひとりが個性と能力を十分に発揮できるよう、政策・方針決定過程への女性の参画拡大を進めます。あわせて、働く場における男女共同参画を推進するため、男性中心型労働慣行等の見直しや、女性活躍の推進に向けた環境整備を進め、雇用形態や賃金等のジェンダーギャップ（男女間の格差）の解消に取り組みます。

（3） 基本目標3 誰もがウェルビーイングを感じられる男女共同参画の推進

性別にかかわらず、誰もが自分らしく学び、働き、暮らせるよう、学校・家庭・地域・事業所等における教育・啓発を通じて男女共同参画への理解を広げ、多様な幸せ（ウェルビーイング）の実現につながる取組を進めます。あわせて、共働き・共育ての推進や、仕事と育児・介護等の両立を支える環境づくりを進めるとともに、ライフステージに応じた健康づくりや、仕事・家事・育児等と健康課題（通院等）と就労の両立支援を充実します。さらに、平常時から男女共同参画の視点を取り入れた防災・減災体制の整備を進め、避難所運営等において多様な立場の声が反映される地域づくりを推進します。

3　計画の体系

【目指すべき姿】

男女共同参画社会の実現
～誰もが自分らしく、生き生き輝くまち　健都かめやま～

[基本的視点]	[重点項目]
ウェルビーイング （well−being）の実現	①ジェンダーギャップ（男女間の格差）解消 ②アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）の解消 ③性の多様性（SOGIE：性的指向・性自認・性表現）を含む多様性の尊重 ④SDGsとポストSDGsの動向

【基本目標】	【基本施策】	【施策の方向性】
1 男女の人権尊重と多様性理解の推進	1 男女の人権尊重と多様性理解への意識づくりと支援の充実	(1)男女の人権啓発と支援の充実及び性の多様性への理解促進 (2)固定的性別役割分担意識とアンコンシャス・バイアスの解消に向けた対応
	2 暴力・ハラスメントの根絶と被害者支援、困難を抱える女性等への支援	(1)パートナー等に対する暴力の防止・根絶及び被害者の保護等の推進 (2)セクシュアル・ハラスメント、ストーカー事案、性犯罪、売買春、人身取引等の対策の推進 (3)困難な問題を抱える女性への支援
	3 誰もが安心して暮らせる環境づくり	(1)ひとり親家庭等の親子が安心して暮らせる環境づくり (2) 高齢者、障がい者、外国人等が安心して暮らせる環境づくり
2 ジェンダーギャップ解消	4 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	(1)行政分野における女性の参画拡大 (2)地域、事業所等、その他の分野における女性の参画拡大
	5 働く場における男女共同参画の推進	(1)職業生活におけるジェンダーギャップ解消に向けた啓発 (2)女性活躍の推進に向けた環境整備
3 誰もがウェルビーイングを感じる男女共同参画の推進	6 教育や啓発による意識改革、理解の促進	(1)学校・幼稚園・保育所等における男女共同参画教育の充実 (2)家庭・地域における男女共同参画に関する啓発・学習の推進
	7 ワーク・ライフ・バランスと生涯にわたる健康づくり支援	(1)市民・事業者等への啓発と取組促進 (2)仕事と家庭等の両立を支える環境づくり (3)生涯にわたる男女の健康の包括的な支援
	8 ジェンダーの視点を踏まえた防災・減災体制の確立	(1)災害に備えた体制の整備 (2)災害に備えた避難所運営体制の構築

基本目標Ⅰ　男女の人権尊重と多様性保障の推進

基本施策Ⅰ　男女の人権尊重と多様性理解への意識づくりと支援の充実

●　現状と課題　●

本市のアンケート調査によると、固定的性別役割分担意識の「男は仕事、女は家庭」に同感する人の割合は減少しています。一方、男女の平等感については「社会通念や風潮」、「政治(政策決定)の場」、「社会全体」では、「男性の方が優遇されている」と「どちらかといえば男性の方が優遇されている」と考える人の割合の合計が60%を上回っており、(関連データ　P.12参照) 男女平等への意識は改善しているものの、分野によっては男女の地位が平等でないと感じている市民が依然として多い状況です。また、性別によって男女の活動の選択を妨げる社会制度や慣行が根強く残っていることから、男女が互いの尊重や平等に関する理解をより深めることが必要です。

さらに、固定的性別役割分担意識のほか、男女共同参画の取組の進展がいまだ十分でない要因の一つとして、アンコンシャス・バイアスが存在していることが挙げられます。アンコンシャス・バイアスは、これまでの社会通念や経験等を通じて形成され、私たちの日常の意思決定や行動に多大な影響を与えています。アンコンシャス・バイアスによる固定観念や偏見が助長されないよう、行動変容につながる学習機会や啓発を通じて、固定的性別役割分担意識の解消を図るとともに、SOGIEを含む多様性への理解促進を図ることが重要です。

「男は仕事、女は家庭」という考え方について

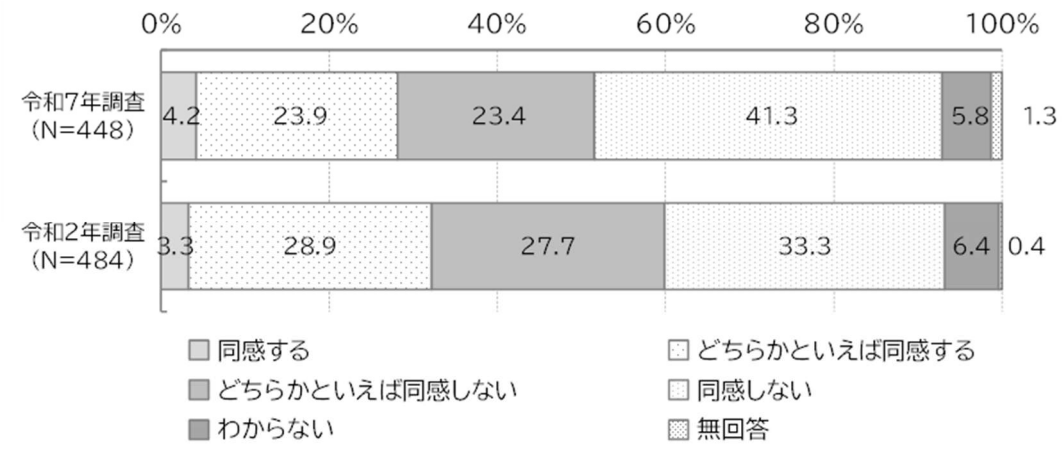

【資料：亀山市男女共同参画に関する市民アンケート調査：令和2年、令和7年】

施策の方向性

（1）男女の人権啓発と支援の充実及び性の多様性への理解促進

〈施策の内容〉

1	「ヒューマンフェスタ in 亀山」の開催をはじめとする多様な機会をとらえ、市民の男女共同参画に対する理解と意識の向上を図ります。
2	市広報紙や市ホームページ、行政情報番組等のあらゆる情報媒体を活用した情報発信において、男女共同参画の視点に立った情報発信に努めます。
3	企業等においては、国際化が進む中、より男女共同参画への理解や対応が求められており、職場における男女共同参画教育が進むよう、亀山商工会議所や亀山市雇用対策協議会等の関係機関と連携し、研修を実施する等の支援を行います。
4	男女共同参画に関する問題が早期に解決できるよう、津地方法務局や三重県人権センター、鈴鹿地域防災総合事務所等の関係機関や人権擁護委員による相談、庁内各部署との緊密な連携を図り、総合的な支援体制の強化に努めます。
5	男女の人権に関する相談が身近なものとなるよう、人権擁護委員による相談や三重県男女共同参画センター等の相談機関に加え、県が実施する SNS 相談を含む性の多様性に関する相談窓口について、市広報紙、市ホームページ等の各種媒体を活用して周知します。
6	相談員等の資質向上に向けて、県等が実施する各種研修等への参加を促進し、相談対応力の向上と相談体制の充実に努め、関係機関や庁内各部署と連携しながら必要に応じた同行・つなぎ支援を行います。
7	SOGIE について、年代や属性による理解の差にも留意し、市広報紙・市ホームページ・SNS 等による情報発信のほか、出前講座や企業・地域団体向け研修等の学習機会を通じて、企業・地域・家庭等へ幅広く啓発を行います。
8	企業の SOGIE に関する理解促進と各種ハラスメント防止に向け、企業向けの各種セミナーの開催案内や相談窓口の周知を図り、多様な人材が安心して働ける職場づくりを推進します。
9	市職員を対象とした SOGIE への理解促進研修等の実施や、国・県の動向を踏まえた申請書の性別記載の点検・改善等の窓口対応の見直しを進め、誰もが不利益を受けることなく安心して利用できる行政サービスに努めます。

施策の方向性

（2）固定的性別役割分担意識とアンコンシャス・バイアスの解消に向けた対応

〈施策の内容〉

1	市民の固定的性別役割分担意識及びアンコンシャス・バイアスの解消に向け、市の各種媒体等を活用し、理解促進と行動変容につながる意識啓発を推進します。
2	固定的性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアス等により地域活動等への参画や担い手が偏らないよう、市が所管する審議会・委員会等において会議運営の改善を進めるとともに、地域まちづくり協議会、自治会、PTA 等の組織・団体に対し、参加しやすい会議運営に関する周知・啓発を行います。
3	市民と身近に接する機会の多い市職員・教職員が、固定的性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスの解消等の必要性を認識し、窓口・相談対応、会議運営、園・学校での指導等の実務における行動変容につなげるための職員研修等を計画的に実施します。

基本施策2 暴力・ハラスメントの根絶と被害者支援、困難を抱える女性等への支援

● 現状と課題 ●

本市の市民アンケート調査によると、受けたことがあるDVについては、「精神的暴力」30.9%が「身体的暴力」26.8%を上回っています。また、暴力の相談先は、令和7（2025）年においては「親族」が83.3%と最も多く、次いで「知人・友人」が41.7%、「警察」が33.3%となっています。一方で、「誰（どこ） にも相談しなかった」と回答した人は男性が特に多く83.3%でした。被害者が安心して相談できるような窓口の工夫や、制度の所管部門だけでなく幅広い関係部署が主体的な役割を担うなどの連携を行い、支援対象者に支援やサービスを切れ目なく届ける体制づくりが必要です。

また、DV、性暴力、貧困、住まいの不安定、孤立、就労困難、心身の不調等、複合的な困難を抱える女性がそれぞれの意思が尊重されながら最適な支援を受けられるように、関係機関や民間団体と連携し、支援調整機能の強化等が必要です。さらに、女性支援新法によって整備が進められている相談支援体制等により、困難な状況が固定化・連鎖しないよう、きめ細かな支援を行うことも重要です。

一方、DV に限らず、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー事案、性犯罪、売買春、人身取引等の被害は、被害者が相談をためらいやすく潜在化しやすいことから、未然防止に向けた継続的な啓発が必要です。 特に若年層においては、SNS 等を通じた性被害のリスクも高いことから、性的同意（セクシュアル・コンセント）や境界線（バウンダリー）の予防に関する正しい理解と、被害の早期発見・早期相談につながる相談窓口の周知、関係機関と連携した支援体制の充実が求められます。

受けた暴力

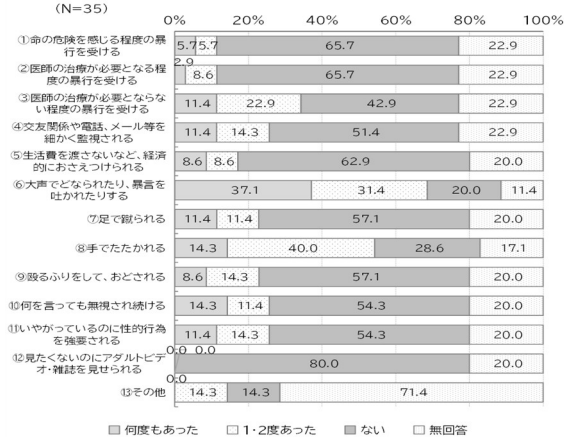

受けた暴力の相談先

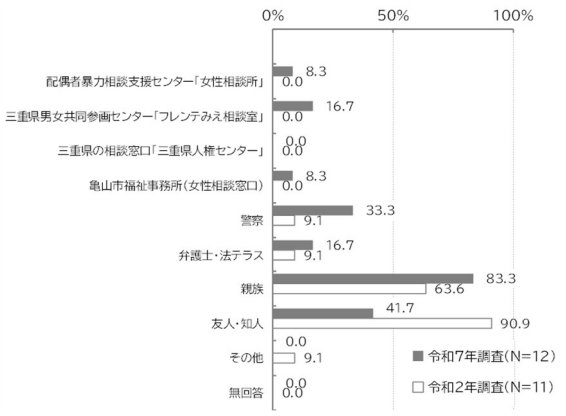

【資料：亀山市男女共同参画に関する市民アンケート調査：令和2年、令和7年】

施策の方向性（1）パートナー等に対する暴力の防止・根絶及び被害者の保護等の推進

〈施策の内容〉

1	パートナー等からの暴力及びデート DV の防止に向け、問題への理解を深めるための啓発・研修等を進めるとともに、特に若年層を対象としたデート DV 予防等の啓発・教育を関係機関と連携して推進します。
2	DV 及び性暴力の被害の未然防止と早期相談につなげるため、県の性暴力被害者支援窓口等の相談窓口を周知し、適切な情報発信を行います。
3	市の相談窓口に専任の女性相談支援員を配置し、DV 等の被害者の保護や自立等のため、被害者の心身のケアや継続した相談・支援、あるいは医療機関や行政手続等への同行等の支援を行います。
4	「亀山市要保護児童等・DV 対策地域協議会」において、関係機関が情報共有・支援協議を行い、被害者及び同伴する子どもの心のケアを含めた支援を推進します。
5	DV 等の被害者が早期に生活を再建できるよう、関係機関との連携を図り、経済的な自立も含めた就労支援等、自立支援及び心理的支援に努めます。
6	外国人や障がい者、高齢者の DV 等の被害者について、各関係部署・機関等が連携し、支援に努めます。
7	女性相談支援員等が、DV 等の被害者の相談を受けることにより代理受傷やバーンアウト（燃え尽き症候群）になることを防止するための研修に加え、事例検討等の機会を設け、相談対応力の向上と二次被害防止の確保を図ります。
8	DV 等の被害者を保護するため、被害者への市営住宅の提供について、法令等を順守しつつ柔軟に対応します。

施策の方向性（2）セクシュアル・ハラスメント、ストーカー事案、性犯罪、売買春、人身取引等の対策の推進

〈施策の内容〉

1	セクシュアル・ハラスメント、ストーカー事案、性犯罪、売買春、人身取引等の未然防止及び早期相談につなげるため、関係機関と連携し、市民等を対象とした啓発を推進し、被害者等の適切な相談・支援につながるよう、相談窓口の周知等に努めます。
2	若年層をはじめ保護者等の市民等を対象に、セクシュアル・コンセントやバウンダリーに関する理解を深める学習機会を提供するとともに、SNS 等を通じた被害防止を含む教育・啓発を推進します。

施策の方向性（3）困難な問題を抱える女性への支援

〈施策の内容〉

1	困難な問題を抱える女性が相談しやすい体制づくりを確保しつつ、必要な支援へ円滑につなぐため、日頃から関係機関とのネットワークや連携を強化します。
2	困難な問題を抱える女性の経済的自立と選択肢の拡大を支えるため、市内事業所等に対し雇用や働き方に関する理解促進を図ります。
3	ハローワーク等の就労支援機関と連携して適切な支援へ導くとともに、状況に応じて福祉部門や生活支援等の関係機関への接続を行います。

基本施策３　誰もが安心して暮らせる環境づくり

●　現状と課題　●

性別、年齢、障がいの有無、国籍・文化的背景、性的指向・性自認等に関わらず、誰もが互いに尊重され、希望を持って暮らせる環境を整えていくことが求められています。

本市においては、増加する外国人住民が地域の一員として安心して暮らせるよう、日本語教室の開催や多言語による相談体制の整備など、国籍や文化の違いを超えて互いを認め合う多文化共生社会の実現に向けた取組を行っています。また、三重県パートナーシップ宣誓制度により、市営住宅や市立医療センター等の各種行政サービスにおいて制度利用者が利用できる体制整備や「性の多様性に関する市町会議」に参画する等、広域的な連携のもと施策を展開しています。

一方で、市民が直面する生活上の困難や課題は多様化・複雑化し、例えば、ひとり親家庭においては、仕事・家事・子育ての多重の負担に加え、経済的基盤が脆弱な場合が多く、不安定な就労や孤立感を抱えやすい状況にあります。また、高齢者、障がい者、外国人等においても、それぞれの背景により生じる課題に加え、複数の要因が絡み合うことで複合的な困難を抱えるケースが見られます。

このような状況のもと、誰もが排除されることなく安心して暮らせる地域社会を実現するためには、支援を必要とする人が孤立することなく安心して相談でき、それぞれの実情に応じたきめ細かな支援と関係機関への確実な接続をさらに進めていく必要があります。

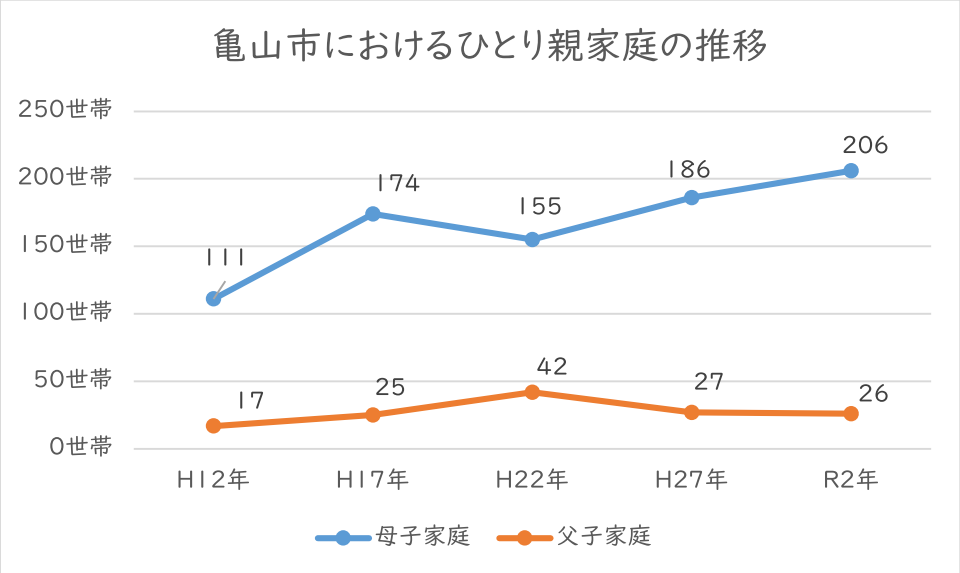

【資料：国勢調査】

施策の方向性（1）ひとり親家庭等の親子が安心して暮らせる環境づくり

〈施策の内容〉

1	児童扶養手当等の各種手当の支給や福祉医療費助成制度の周知による経済的支援に加え、相談支援や関係機関への接続を通じた孤立防止を図り、ひとり親家庭等の生活安定と自立を支援します。
2	保護者の疾病やその他の理由により、家庭において一時的に児童の養育が困難となった場合等に、子育て短期支援事業（ショートステイ）を提供できるよう環境を整備します。
3	社会的養護施策として、里親制度の普及を進めます。

施策の方向性（2）高齢者、障がい者、外国人等が安心して暮らせる環境づくり

〈施策の内容〉

1	高齢者の虐待や認知症を伴う DV 等について、亀山市基幹型地域包括支援センターや認知症初期集中支援チーム（カナリアチーム）、民生委員等の関係機関・地域組織との連携を深め、性別の違いによる孤立のしやすさや相談のハードルに配慮した見守り・支援のあり方についての理解を深めるとともに、表面化しにくい事案を早期に把握し、適切な支援につなげる体制の強化を図ります。
2	障がいのある子どもを育てる世帯では、育児・ケア負担が特定の性別に偏りやすい傾向がどのような家庭にも増して深刻化しやすい実態を踏まえ、家庭内でのケア者の孤立を防ぎ、不安軽減と生活の安定を支援します。
2	障がいのある子どもを育てる世帯に対し、各種手当の支給等の経済的支援を行うとともに、療育に関する相談や専門的なサポートを充実します。
3	外国人等が必要な情報取得や相談支援にアクセスができるよう、多言語による情報提供や相談対応の充実を図り、適切な支援につなげます。
4	「亀山市犯罪被害者等支援条例」に基づき、相談窓口の設置や日常生活等の各種支援、二次被害防止の啓発を行う等、犯罪被害者等への支援を推進し、性別にかかわらず誰もが安心して暮らせる環境の整備に努めます。

基本施策4 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

● 現状と課題 ●

ジェンダーギャップの解消と女性活躍の推進には、審議会・委員会等の政策・方針決定過程に女性が参画し、多様な視点を政策形成に反映させることが重要です。法制度上は男女平等の原則が確立されているものの、政策決定の場などにおける女性の参画割合は依然として低く、実質的な不均衡の解消と真の平等を実現していくためには、女性の参画をさらに推進していく必要があります。

本市では、審議会等における女性委員の登用率向上に取り組み、女性比率は、令和8年（2026）4月1日現在で36.4%となっています。一方、市民アンケート調査（関連データP.12）では、男女の地位について「男性の方が優遇されている」と「どちらかといえば男性の方が優遇されている」の合計が、「政治（政策決定）の場」においては61.6%、「社会全体」においては63.0%、「社会通念や風潮」においては60.3%と6割を超えており、依然として政策決定を含む社会の仕組みの中に不均衡が生じていると認識されています。

女性参画が十分に広がらない背景には、候補者の発掘・推薦の偏り、就任に伴う負担や両立の難しさ、会議運営等の参画条件の課題があげられます。今後は、国が目標に掲げている、政策・方針決定過程に参画する女性割合の向上も踏まえ、女性人材の裾野拡大と参画しやすい環境整備を進めていくことが求められます。

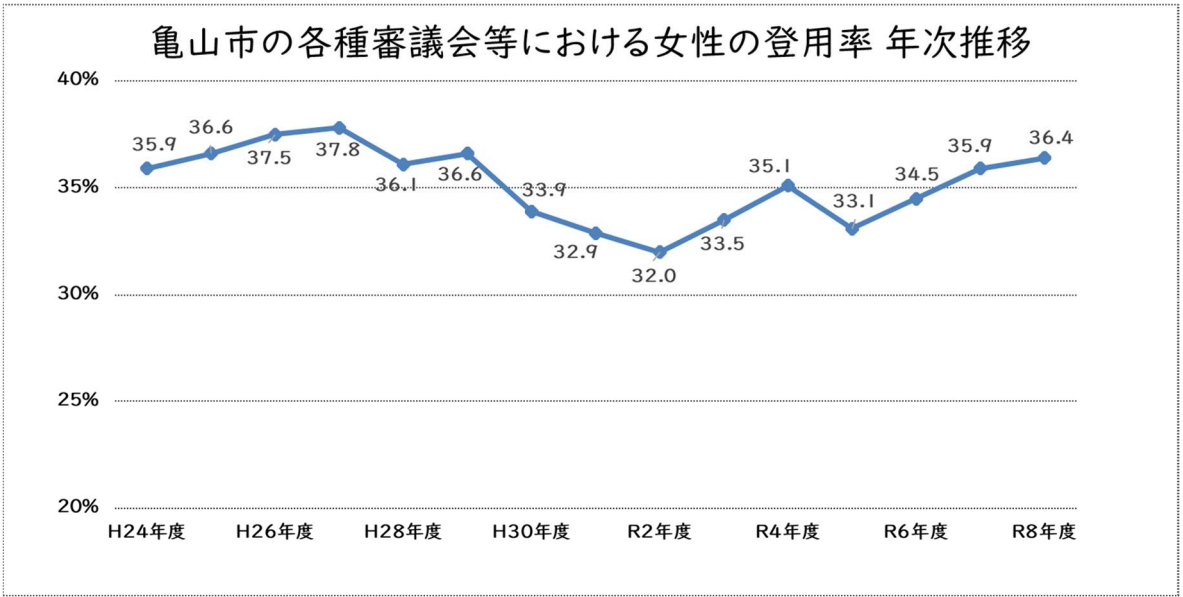

【資料：審議会における女性の登用率調査：令和8年度】

施策の方向性（1）行政分野における女性の参画拡大

〈施策の内容〉

1	市役所が率先行動の模範を示すため、亀山市特定事業主行動計画に基づき、女性管理職の積極的な登用を図り、数値目標の設定、進捗の把握及びその公表を一体的に実施します。
2	各種審議会等の委員選出において、女性登用の進みにくい要因分析を行いつつ、公募制の導入や選出区分の見直しを行う等、積極的な女性委員の登用に努めます。
3	人権擁護委員等、市の推薦を伴う国等の委嘱する委員について、適切な人選を進める中で性別に偏りが生じないよう努めます。

施策の方向性（2）地域、事業所等、その他の分野における女性の参画拡大

〈施策の内容〉

1	地域まちづくり協議会や自治会、PTA 等、地域に根差した組織・団体において、市や関係機関が実施する研修等の機会により、男性中心の慣行や固定的な性別役割分担意識に関する理解を深め、役員等への女性の参画が促進されるよう意識改革を図ります。
2	亀山商工会議所や亀山市雇用対策協議会等の関係機関と連携し、研修や企業間交流を通じて、企業等における女性役員や女性管理職の育成、女性の能力開発・発揮について機運を高めます。また、女性の起業等に関する各種セミナーや低利融資等の情報発信を行います。
3	社会教育・農林業等あらゆる分野の団体・組織において、男女双方の視点を活かした方針決定が行われるよう、女性の参画拡大に向けた啓発や働きかけを行います。

基本施策5 働く場における男女共同参画の推進

● 現状と課題 ●

就業は、個人の経済的基盤であると同時に自己実現にもつながるものであり、誰もが希望する働き方を選択し、能力を十分に発揮できる環境づくりは、性別を問わず女性も男性も暮らしやすい「多様な幸せ（ウェルビーイング）」の実現に資する重要な基盤です。

市民アンケート調査（関連データP.12）では、男女の地位について「職場のなか」における「男性の方が優遇されている」「どちらかといえば男性の方が優遇されている」の割合の合計が42.0%となっており、「平等である」の32.1%を上回っていることから、依然として不均衡が生じていると認識されています。このことから、雇用の分野における機会や待遇の確保が十分にされていない、又はそのように受け止められている状況がうかがえます。

今後は、こうした状況を改善するため、継続就業を支える環境整備を促進するとともに、女性の能力開発、就労・起業等の支援、男女の均等な雇用機会・待遇の確保に関する普及啓発に取り組む必要があります。あわせて、仕事と子育て・介護・社会活動等を両立しながら働き続け、キャリア形成の機会を得られるよう、柔軟な働き方や両立支援の充実を図ることも重要であり、各種ハラスメントの防止等、誰もが安心して働き続けられる職場環境づくりが求められます。

女性が働き続ける上でさまたげになっていること

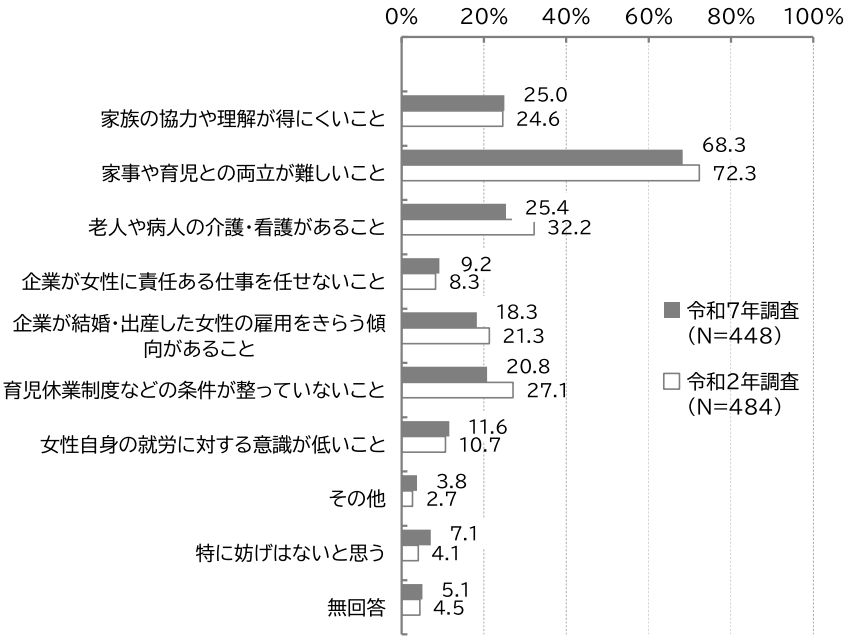

【資料：亀山市男女共同参画に関する市民アンケート調査：令和2年、令和7年】

施策の方向性（1）職業生活におけるジェンダーギャップ解消に向けた啓発

〈施策の内容〉

1	亀山商工会議所や亀山市雇用対策協議会等の関係機関と連携し、性別による配置・登用・評価等の偏りの是正等を行い、職場におけるジェンダーギャップの解消が図れるよう、イベントや会議の場を活用した周知啓発に取り組みます。
2	出産・育児、介護等と両立するための転職や、それらを機に退職した女性等の再就職や起業を支援するため、ハローワークの「マザーズコーナー」や職業訓練等の情報提供を行います。
3	農林業等の経営において、女性が男性の対等なパートナーとして経営等に参画できるよう、家族経営協定の普及や農業経営改善計画の共同申請、女性の集落営農への参画等を促進します。

施策の方向性（2）女性活躍の推進に向けた環境整備

〈施策の内容〉

1	妊娠・出産に伴う女性の負担や不安を軽減し、妊娠・出産を理由とした離職の防止と円滑な就業継続・職場復帰につなげるため、妊産婦等に対する相談・支援体制の充実に努めます。
2	家族の介護等を理由とした離職を防ぎ、働き続けることができる環境を整備するため、仕事と介護の両立に関する相談体制を強化するとともに、特定の性別に偏りがちなケア負担の実態に配慮しつつ、事業所における介護休暇の取得促進に向けた意識啓発を図ります。
3	ハラスメント等の相談に適切に対応し、被害の深刻化や離職を防ぎ、安心して働き続けられる職場環境の整備につなげるため、相談窓口の充実と周知に加え、三重労働局等の関係機関と連携し、適切な支援につながる体制を強化します。
4	女性の就業継続や活躍を支え、妊娠・出産等や健康課題等を理由とした不利益や離職防止のため、トイレや更衣室等の設備整備の重要性の発信に加え、誰もが働きやすい職場環境づくりの取組を促進します。
5	「女性活躍推進法」に基づく一般事業主行動計画の策定について普及啓発するとともに、女性の活躍推進に関する取組の実施状況等が優良な企業を認定する「えるぼし」認定等についても周知・啓発を図ります。

基本施策6 教育や啓発による意識改革、理解の促進

● 現状と課題 ●

固定的な性別役割分担意識や性差に関する固定観念は、幼少の頃から成長過程を通じて形成されます。そのため、社会全体に男女共同参画意識を浸透させていくためには、家庭・学校・地域における教育が重要な役割を担っており、特に子どもが最初にふれる社会である家庭環境は、意識形成に大きな影響を与えます。また、家庭における健全で適切な子育ての環境確保を促進し、夫婦が共に子育てを楽しみながら、家庭でも固定的性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスを見直す契機となるよう、啓発や講座等の開催に努める必要があります。

また、市民アンケート調査では、学校のなかで男女の地位が平等になっているかという問いに対して、「平等である」と回答した市民は男女ともに4割を超えており、一定の共通認識となっているものの、さらなる理解促進を図っていくことが求められます。

さらに、長い人生を見据え、ライフステージや社会の変化に応じた様々な学び方、働き方、生き方を選べるよう、男女共同参画に関する学習機会の充実を図ることも重要です。

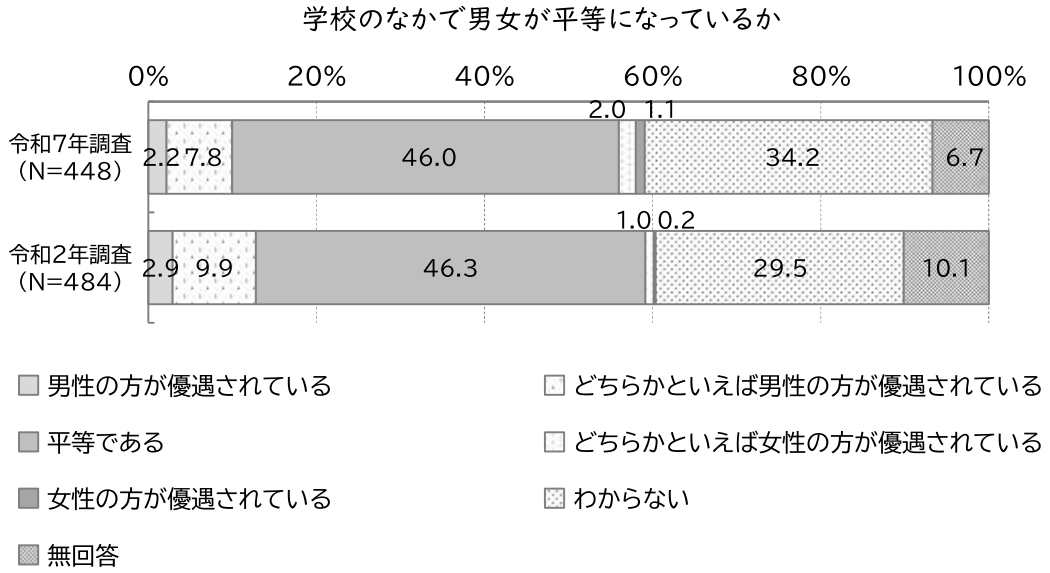

【資料：亀山市男女共同参画に関する市民アンケート調査：令和2年、令和7年】

施策の方向性（1）学校・幼稚園・保育所等における男女共同参画教育の充実

〈施策の内容〉

1	児童・生徒が、男女の性差を含めた互いの個性や違いを認め合い、それぞれの個性や能力を尊重できるようにするとともに、性別にかかわらない多様な勤労観や職業観を身に付け、将来の就労につなげることができるよう、幼児期から発達段階に応じた計画的なキャリア教育を推進します。
2	保育所、幼稚園、学校等において、教職員への研修等を通じて、子どもたちへの適切な指導及び必要な配慮・対応が行えるよう対応力の向上を図ります。その上で、男女共同参画教育を保育・教育活動の根底に据え、園児・児童・生徒があらゆる活動を通して男女共同参画に関する理解を深め、さらに発達段階に応じて性の多様性についても学べるよう保育・教育を推進します。
3	次世代の保護者にもなる生徒等に対し、性に関する正しい知識の普及啓発や学習機会の充実を図ります。あわせて、中学生や高校生に乳幼児とのふれあい体験等を通して、子どもを産み育てることや家庭の大切さ等について考える機会を提供します。

施策の方向性（2）家庭・地域における男女共同参画に関する啓発・学習の推進

〈施策の内容〉

1	固定的性別役割分担意識やジェンダーギャップの解消等の男女共同参画の視点に立った家庭教育を促進するため、学校行事や PTA 活動等を通じて、保護者への意識啓発を図ります。
2	子どもたちが性別にとらわれず、将来にわたって個性や能力を十分発揮できるよう、保護者等に対して進路や就業に関する固定観念の解消に向けた情報発信や啓発を行います。
3	男女共同参画週間の機会等を契機に、三重県内男女共同参画連携映画祭等を開催し、男女共同参画の推進に向けた啓発を図ります。
4	家庭・地域における男女共同参画の啓発・学習を推進するため、県が主催する研修等の受講機会を活用し、保護者や地域団体関係者等の参加を支援します。
5	地域まちづくり協議会や自治会への行政出前講座を展開する等、地域での男女共同参画の普及啓発に取り組みます。

基本目標3 誰もがウェルビーイングを感じられる男女共同参画の推進

基本施策7 ワーク・ライフ・バランスと生涯にわたる健康づくり支援

● 現状と課題 ●

男女が共に、仕事・子育て・介護・地域活動等を希望や状況に応じて両立できるようになるためには、家庭や地域における支援環境の整備が欠かせません。

また、女性就業率の高まりやライフスタイル・世帯構造の変化が進む一方、固定的性別役割分担意識は根強く、家庭内の役割分担にも影響が見られます。ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、家庭内の役割分担に関する意識改革を男女双方に促すとともに、男性が家事・育児・介護に関わりやすいよう、家庭・地域・職場を含む周囲の理解と意識の変革を進め、誰もが働きやすい職場づくりにつなげる必要があります。

一方で、すべての人が健康を享受するためには、心身の健康について主体的に行動することが出来るように、正しい知識・情報を得られる環境づくりが必要です。

女性は年代により心身の状況が大きく変化する特性があり、生涯を通じて男女が異なる健康課題に直面することにも配慮が求められます。また、近年では、「生理の貧困」は女性の健康や尊厳に関わる問題となっていることから、SRHR（性と生殖に関する健康と権利）の視点を踏まえつつ、性別やライフステージを問わず全ての人にとって自分の健康と未来のための取り組み（プレコンセプションケア）の推進をはじめ、女性が生涯にわたり健康的に生活ができるよう、長期的・継続的かつ包括的な支援を進める必要があります。

生活の優先度について

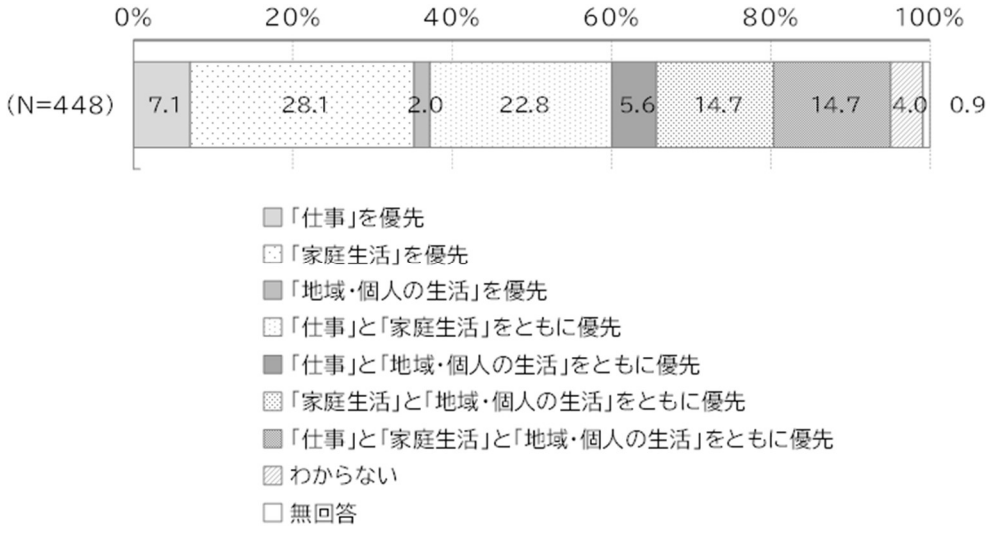

【資料：亀山市男女共同参画に関する市民アンケート調査：令和7年】

施策の方向性（1）市民・事業者等への啓発と取組促進

〈施策の内容〉

1	ワーク・ライフ・バランスの重要性や「働き方」について、市民一人ひとりが考える契機となるよう、多様な手法を活用した効果的な情報発信や啓発に取り組みます。
2	ワーク・ライフ・バランスの重要性や企業の取組の優良事例等を、亀山商工会議所や亀山市雇用対策協議会等の関係機関等と連携し、様々な機会を捉えて事業所に対し情報発信・啓発を行います。
3	企業等において、男女の労働者が仕事と育児・介護等を両立できるよう、長時間労働の解消をはじめ、短時間勤務やフレックスタイム勤務等の多様な働き方の推進や育児・介護等に対応するための柔軟な働き方の導入、さらに育児休業取得後の中長期的なキャリア形成支援等に向けた働きかけを行います。

施策の方向性（2）仕事と家庭等の両立を支える環境づくり

〈施策の内容〉

1	父親の子育て参画である共育てと家事・育児分担の意識醸成に向け、保護者になる人を対象とした「パパ・ママ教室」の開催や子育て支援拠点等を活用した学習機会の充実、各種媒体による情報発信を一体的に進めます。
2	男性が子育てに参画しやすくなるよう、ベビーベッド付男性トイレの整備等公共施設における環境整備を進め、それにあわせて、民間施設にも波及するよう啓発に努めます。
3	保育人材の確保や ICT 等の活用による業務改善を進め、必要な保育提供体制の確保を図ります。そのうえで、こども誰でも通園制度等の多様な保育サービスの充実、放課後児童クラブ等の居場所づくり、ファミリーサポートセンター事業等の充実を進め、安心して子育てしながら働き続けられる支援環境の整備を図ります。
4	三重県や北勢地域の市町で構成する「みえ結婚支援プロジェクトチーム（北勢地域）」に参画し、広域的なネットワークを活用した情報共有や支援を行うとともに、みえ出逢いサポートセンターと連携し、結婚を希望する独身者を対象としたイベントの開催等を行います。
5	亀山市特定事業主行動計画に基づき、市職員の育児と仕事の両立を支援し、女性職員及び男性職員ともに育児休業等の取得促進を図るとともに、男性職員の配偶者の出産休暇や育児参加休暇等の取得を推進します。
6	市職員のワーク・ライフ・バランスを推進するため、時間外勤務の削減や年次有給休暇の取得促進等、勤務環境の整備を進めます。

施策の方向性（3）生涯にわたる男女の健康の包括的な支援

〈施策の内容〉

1	男女の健康保持増進のため、性差医療の普及啓発に加え、SRHR（性と生殖に関する健康と権利）の視点を踏まえた情報提供・支援に努めます。さらに、将来の健康を見据えたプレコンセプションケアに関する普及啓発や生理に関する正しい理解の普及啓発を進めるとともに、経済的困難等により支援につながりにくい生理用品へのアクセス等にも配慮します。
2	男女とも健康診断の受診率の向上につなげるため、健康診断の受診について啓発を行います。
3	イベントや健康教室等の機会を活用し、早期発見と予防の重要性について啓発を進め、健康診断や女性特有のがん検診等の受診勧奨を行います。
4	妊娠・出産時の健康支援のため、妊娠届に基づき母子健康手帳を交付するとともに、妊娠中の疾病や異常の早期発見をはじめ、妊婦の健康管理を目的とする妊婦一般健康診査を実施します。また、出産に向けて「妊婦教室」等を開催します。
5	若者等が希望に応じて住み慣れた地域で結婚し、安心して妊娠・出産・育児ができるよう、子育てに関する情報の一元的な発信・提供、育児の情報提供や個別相談等、個々のニーズに応じた育児支援を行い、子育てしやすい環境整備に努めます。
6	新生児訪問や赤ちゃん訪問を実施し、育児の情報提供や個別相談等、個々のニーズに応じた育児支援を行います。
7	不妊・不育症等の治療を支援するため、治療費の一部を助成するほか、不妊・不育症治療等に対する正しい理解の普及啓発に努めます。
8	スポーツの楽しさ・素晴らしさ等を情報発信し気運を高めます。あわせて、家事、育児等の負担が女性に偏りがちな現状を踏まえ、スポーツイベント等における託児サービスの併設等、心身のリフレッシュやスポーツ参画の機会を得られる環境づくりに努めます。
9	女性のスポーツ活動を理解し、適切な指導・支援が行える指導者の養成や活動の支援等に努めます。

基本施策8 ジェンダーの視点を踏まえた防災・減災体制の確立

● 現状と課題 ●

自然災害は、自然現象（自然要因）とそれを受け止める側の社会の災害脆弱性（社会要因）により、その被害の大きさが決まると考えられており、被害を小さくするためには、社会要因による災害時の困難を最小限にする取組が重要となってきます。中でも、女性と男性が災害から受ける影響の違い等に十分配慮し、女性の視点からの災害対応が行われることが、防災や減災、災害に強い社会の実現にとって重要です。また、災害発生時には、平時の固定的性別役割分担意識が一層顕著になり、災害から受ける影響及びニーズに対する男女の違いにより、身体的性差が配慮されないこと等が、被災者をさらに困難な状況に追い込み、その回復やまちの復興を遅らせることがあります。

本市の市民アンケート調査によると、災害時の避難所に必要なものとして、男女別の更衣室やプライバシーを確保するための間仕切り、安全で行きやすい場所の男女別トイレ等について、男女ともに高いニーズが示されています。

一方、防災に関する意思決定の場における女性参画は十分と言えず、例えば防災会議に占める女性の割合は4%にとどまっています。今後は、防災分野における女性の参画をさらに拡大するとともに、男女共同参画の視点を取り入れたマニュアルの点検・改定や研修・訓練等を通じた平時から実行性のある防災・減災体制の確立に取り組む必要があります。

男女別災害時の避難所に必要なもの　（単位：%）

	男女別の更衣室	授乳室	プライバシーを確保するための間仕切り	安全で行きやすい場所の男女別トイレ	女性トイレ・女性専用スペースへの女性用品の常備	運営の責任者に男女両方がなること	男女両方の相談員による相談対応	その他	特にない	わからない	無回答
全体（N=444）	72.7	62.2	80.9	74.3	68.5	55.6	56.3	2.3	1.1	2.9	4.3
男性（N=200）	69.0	58.5	79.5	69.0	61.0	55.5	52.5	3.0	2.5	3.5	4.0
女性（N=241）	75.5	64.7	81.7	78.4	74.3	55.6	59.3	1.7	0.0	2.5	4.6
どちらともいえない、または答えたくない（N=3）	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	66.7	66.7	0.0	0.0	0.0	0.0

【資料：亀山市男女共同参画に関する市民アンケート調査：令和7年】

施策の方向性（1）災害に備えた体制の整備

〈施策の内容〉

1	ジェンダーの視点を反映し、災害対応への実効性を高めるため、防災会議等の防災に関する政策及び訓練等への女性の参画を推進します。
2	災害に関する各種対応マニュアルは、県の避難所運営マニュアル策定指針等を踏まえ、ジェンダーの視点を加えて作成・点検・改定します。
3	防災知識の普及啓発や防災訓練においては、男女双方の視点を十分に取り入れた内容となるよう、工夫します。
4	応急手当の知識の習得・指導・啓発活動をはじめとする地域の防災活動に、多様な視点での市民ニーズが適切に反映されるよう、女性消防団員の入団促進と活動支援に努めます。

施策の方向性（2）災害に備えた避難所運営体制の構築

〈施策の内容〉

1	男女共同参画の視点による避難所の運営について、運営体制の充実を図るため、役割分担や関係機関との連携方法を検討し、各施設の実情に応じて整備します。
2	避難所運営では、男性・女性・性的少数者や子ども、高齢者、障がい者等、多様な人々の生活の場となることから、多様な避難者のニーズを汲み取れるよう、関係団体の参画や意見反映に努めます。
3	避難所において多様な避難者が可能な限り快適に生活を営めるよう、プライバシーの確保や安全確保等、性的指向・性自認等への配慮を含めたニーズに対応できる実践的な運営力や研修を充実します。
4	男女の性差に基づく身体的・衛生的なニーズやプライバシーの確保に留意した計画的な物資備蓄の整備を進めます。

第5章　計画の推進

1　計画策定の趣旨

本計画を実効性のあるものとして推進するため、庁内関係部署が連携し、施策を総合的かつ計画的に推進します。

(1) 庁内推進体制

男女共同参画を市政全般に浸透させ、重点項目を含む施策の実効性を高めるため、庁内組織を横断する亀山市男女共同参画推進会議を設置し、進捗管理及び課題共有を行います。

(2) 亀山市男女共同参画審議会

本計画の推進にあたっては、亀山市男女が生き生き輝く条例第18条に基づき設置された亀山市男女共同参画審議会に対し、計画の進捗を報告し、検証を行います。

2　進行管理

本計画の実効性を確保するため、PDCA サイクルの考え方に基づいて進行管理します。また、その評価・分析により取組内容の改善や見直しを行うことで、より効果的に取り組みを進めます。



3　成果指標・モニタリング指標一覧

（1）成果指標

計画期間内の達成に向け、基本目標ごとに具体的な到達点を示す成果指標を設定します。

目標値には、中間見直し時に達成状況を測る「中期目標値」と、計画の最終年度における到達をめざす「到達目標値」を位置づけ、毎年度の進捗確認および中間見直しの主要な判断基準とします。

基本目標1　男女の人権尊重と多様性保障の推進

項目名	現状値（R7）	目標値		設定の趣旨
		中期目標値	到達目標値	
「男女共同参画社会」という言葉の認知度	54.0%			男女共同参画の取組の前提となる基礎知識・概念の浸透度を把握し、啓発・情報発信の成果を測る。
固定的性別役割分担意識について「同感しない」と答えた人の割合	64.7%			意識改革の中心成果として、固定観念の緩和・解消の到達度を把握する。
DV防止法認知度★●	58.7%			暴力の未然防止と早期相談の前提となる「制度の認知」を成果として捉え、周知・教育の到達度を測る。
男性のうち、子育てに関する地域活動に参加したことがある人の割合	40.0%			男性の家庭・地域参画の広がりを成果として捉え、役割分担の見直しや共育て促進の到達度を測る。

基本目標2　ジェンダーギャップ解消と女性活躍の推進

項目名		現状値（R7）	目標値		目標値
			中期目標値	到達目標値	
各種審議会等における女性の登用率		35.9%			政策・方針決定過程における女性参画の拡大を、最も直接的に示す成果指標として到達度を測る。
マタニティ・ハラスメント及びパタニティ・ハラスメントの認知度◆●	マタハラ	68.5%			相談・予防の入口となる認知の広がりを成果として測り、職場のハラスメント防止施策の浸透度を把握する。
	パタハラ	33.0%			

基本目標3　誰もがウェルビーイングを感じられる男女共同参画の推進

項目名		現状値（R7）	目標値		目標値
			中期目標値	到達目標値	
健康診断受診したと回答した人の割合（男女別）●	男性	85.5%			男女別の受診率の差が大きいことから、男女別の健康診断受診状況を把握し、受診行動の差の解消と予防・早期発見に向けた取組の効果を測る。
	女性	76.3%			
「ワーク・ライフ・バランス」という言葉の認知度◆●		62.8%			ワーク・ライフ・バランス推進の前提となる認知の到達度を測り、市民への啓発の成果を把握する。
ワーク・ライフ・バランスに積極的な取組を行う事業所数◆●		8社			企業の行動変容を成果として捉え、地域全体のワーク・ライフ・バランス推進の到達度を測る。
市職員に対する男女共同参画に関する啓発・研修等の実施数		1回			市役所の推進力を成果として測り、全庁的浸透の到達度を把握する。

◆…女性活躍推進法第6条第2項に基づく市町村推進計画にかかる目標値又はモニタリング指標
★…DV防止法第2条の3第3項に基づく市町村基本計画にかかる目標値
●…女性支援新法第8条第3項に基づく市町村基本計画にかかる目標値又はモニタリング指標

（2）モニタリング指標

施策の効果や社会状況の変化を把握するため、継続的に測定・観測する指標として、基本目標ごとにモニタリング指標を設定します。

なお、毎年度の進捗度評価を行う際には、参考指標として管理します。

基本目標1 男女の人権尊重と多様性保障の推進

項目名	現状値（R7）	設定の趣旨
女性相談 DV相談件数★●	39 件	DV 被害の顕在化状況と相談窓口へのアクセス状況を継続観測し、支援の周知・早期介入の進捗や地域における安全確保の課題を把握する。
性的マイノリティに関する理解促進のための学習を行った市内小中学校の数	13／14校	学校現場での理解促進の取組実施状況を継続観測し、教育実装の広がりを把握する。
複合的な課題のある世帯の新規相談支援世帯数	71件	複合的な課題を抱える世帯が新たに相談支援につながった状況を継続観測し、支援の到達性を把握する。

基本目標2 ジェンダーギャップ解消と女性活躍の推進

項目名	現状値（R7）	設定の趣旨
市内全単位自治会長に占める女性の割合	8.43%	地域の意思決定層における女性参画の実態変化を継続観測し、地域分野の参画状況を把握する。
市内幼稚園・小中学校の単位PTA会長に占める女性の割合	33.3%	教育・家庭に関わる地域組織のリーダー層の男女バランスを継続観測し、参画の裾野を把握する。
本市における女性管理職の割合◆	38.2%	市役所での女性登用の進捗を継続観測し、組織内の構造的改善を把握する。
商工会議所加入企業のうち女性の経営者の割合◆	15.44%	企業分野における女性の意思決定層の状況を継続観測し、女性活躍の社会的広がりを把握する。
創業セミナーへの女性参加者数●	7人	起業支援策への女性のアクセス状況を継続観測し、機会提供の到達性と潜在ニーズを把握する。
認定農業者のうち家族経営協定の締結者数◆	2件	農林業分野での経営参画・パートナーシップの進捗を継続観測し、分野特性に応じた男女共同参画を把握する。

基本目標3 誰もがウェルビーイングを感じられる男女共同参画の推進

項目名		現状値（R7）	設定の趣旨
女性特有のがん検診受診率●	子宮がん	20.7%	健康支援施策の効果や受診環境の変化を継続観測し、重点健康課題の動向を把握する。
	乳がん	29.0%	
成人の週１回以上のスポーツ実施率	男性	60.5%	運動・スポーツ実施の状況を継続観測し、参加しやすい機会・環境づくりの進捗を把握する。
	女性	55.5%	
市男性職員の育児休業取得率◆		83.3%	男性の育児参画と職場環境改善の進捗を継続観測し、模範的取組の定着状況を把握する。
市職員1人当たりの年次有給休暇の年間取得日数◆		13.8 日	働き方改革、ワーク・ライフ・バランス改善の状況を継続観測し、職場環境の変化を把握する。
安心して学べる体制づくりをしていると感じる保護者の割合		87.1%	学習環境・相談環境に対する受け止めを継続観測し、学校現場の安心確保の状況を把握する。
亀山市防災会議委員に占める女性の割合		4.0%	防災分野の意思決定に関わる会議体の構成における男女バランスを継続観測し、女性参画の状況を把握する。

◆…女性活躍推進法第6条第2項に基づく市町村推進計画にかかる目標値又はモニタリング指標
★…DV防止法第2条の3第3項に基づく市町村基本計画にかかる目標値
●…女性支援新法第8条第3項に基づく市町村基本計画にかかる目標値又はモニタリング指標